

平成28年6月第2回八街市議会定例会会議録（第3号）

1. 開議 平成28年6月6日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 山田雅士
2番 小澤孝延
3番 角麻子
4番 鈴木広美
5番 服部雅恵
6番 小菅耕二
7番 小山栄治
8番 木村利晴
9番 桜田秀雄
10番 林修三
11番 山口孝弘
12番 小高良則
14番 川上雄次
15番 林政男
16番 新宅雅子
17番 京増藤江
18番 丸山わき子
19番 石井孝昭
20番 加藤弘

1. 欠席議員は次のとおり

13番 湯浅祐徳

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	松澤英雄
総務部	長	武井義行
市民部	長	山本雅章
経済環境部	長	江澤利典
建設部	長	河野政弘

会 計 管 理 者	勝 又 寿 雄
財 政 課 長	會 嶋 禎 人
国 保 年 金 課 長	和 田 文 夫
高 齡 者 福 祉 課 長	吉 田 正 明
下 水 道 課 長	山 本 安 夫
水 道 課 長	金 崎 正 人

・連絡員

秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	大 木 俊 行
社 会 福 祉 課 長	佐 瀬 政 夫
農 政 課 長	水 村 幸 男
道 路 河 川 課 長	横 山 富 夫

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教育委員会教育次長	村 山 のり子

・連絡員

庶 務 課 長	廣 森 孝 江
---------	---------

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	川 崎 義 之
-------------------	---------

○監査委員

・議案説明者

監 査 委 員 事 務 局 長	吉 田 一 郎
-----------------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	藏 村 隆 雄
副 主 幹	小 川 正 一
副 主 幹	中 嶋 敏 江
主 査	須 賀 澤 勲
主 査 補	嘉 瀬 順 子
主 任 主 事	醍 醐 文 一

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第3号）

平成28年6月6日（月）午前10時開議

- 日程第1 議案の上程
議案第10号
提案理由の説明
- 日程第2 一般質問

○議長（加藤 弘君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

本日の欠席の届け出が、湯浅祐徳議員よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案の上程を行います。

議案第10号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日、追加提案いたしました案件は、平成28年度八街市一般会計補正予算についてでございます。

本議会におきまして、平成28年度八街市一般会計補正予算（第1号）を提案させていただいたところですが、今回、追加提案いたしました補正予算は、社会保障・税番号制度システム整備事業費として平成27年度までにマイナンバー対応の改修団体内の連携テストを行ったシステムについて、情報提供側との連携相互運用テストに必要となる費用を追加計上するものでございます。

それでは、議案第10号、平成28年度八街市一般会計補正予算（追加議案分）について、ご説明いたします。

この補正予算は、一般会計補正予算（第1号）の議決後の見込額に1千292万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を200億5千51万6千円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金807万5千円、繰越金484万6千円を増額するものでございます。歳出につきましては、社会保障・税番号制度システム整備事業費1千292万1千円を増額するものでございます。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（加藤 弘君）

ただいま上程されました議案第10号に対しての質疑通告は、本日午後3時までに通告するよう、お願いいたします。

日程第2、一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明等、騒ぎ立てることは禁止されています。また、私語はお控えください。なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

順次質問を許します。

最初に、桜田秀雄議員の個人質問を許します。

○桜田秀雄君

おはようございます。桜田秀雄でございます。

5月28日、東京の四谷で開催されました日弁連主催の、住民訴訟制度と新行政不服審査法を考えるシンポジウムに参加してまいりました。全国から参加いたしました皆さんは、ほとんどが弁護士の皆さんでございましたけれども、場当たりの感がありましたけれども、大変に勉強になりました。

新行政不服審査法の研究のため、諸外国の調査にあたりました弁護士から、ドイツなどの欧州では、住民の皆さんが行政に文句を言うということは当たり前であって、また行政の皆さんも、法や公正な立場から、これを真摯に受け止めて対応するというのも、また当たり前との共通認識があるとの報告がありました。日本の対応はまだまだ入り口にすぎないとのお話でございます。

住民訴訟には、お金や時間がかかります。本市でも、さきの3月議会で条例の改正が行われましたけれども、まだまだ不十分な改正ではございますけれども、新不服審査法の適用、運用次第では、行政と住民の間に横たわるさまざまな問題の解決に大いに役に立つのではないかと、このように私は考えております。本日は、そうした立場から、何点か、ご質問させていただきます。

まず最初に、質問事項1、市民との協働についてでございます。

5月15日の広報やちまたの、まちの話題欄に、カタクリ群生地、文化財ボランティアの皆さん方が、ガイドを行いながら甘酒のおもてなしを行ったとの記事が載っております。引き続き継続されることを願いながら、用草の桜並木でのおもてなしについては、どのように考えているのか、お伺いいたします。

次に、質問事項、被災者支援事業でございますけれども。

中学生によります被災者支援体験学習について、市内の4校全てが終わりました。支援事業の継続について、どのように考えているのか、お伺いいたします。

次に、要旨2ですが、熊本及び塩竈市に対する職員の派遣及び塩竈市との相互災害支援、友好都市の締結について、伺います。

次に、次に、質問事項、市政運営について、お伺いいたします。

専決処分についてですが、さきの3月議会において、地方創生加速化交付事業計画について、議会への提出が間に合わなかったとの理由で、専決処分を求められました。不確定な事業に対して専決処分を求めることは法になじまないのではないかと。このように思うが、いかがか。

次に、議会選出監査委員の職務及び選出、解職の手続について、お伺いいたします。

次に、市長公用車問題ですが、東京都知事の公用車等の公私混同が問題になっております。

①八街市の平成27年度、土日祭日の運行状況及び運転手の手当。

②公用車便乗記録及び費用負担の請求について。

③公務以外の公用車使用禁止について、どのように考えているか、お伺いいたします。

次に、行政規律の問題でございますけれども。

①平成27年度、市事業に関わるアルコールの提供の現状。

②アルコールの提供は全廃すべきであると思うが、いかがか、お伺いいたします。

次に、質問事項4、学校行事について、お伺いいたします。

現在、私たち議員は、地域内の学校等から案内を受け、さまざまな学校行事に参加させていただいております。議員という立場から、多くの学校等の現状を把握することは重要であり、地域内にこだわらず、学校を選択して参加できるようにできないか、お伺いいたします。

最後に、質問事項、政務活動費について、お伺いいたします。

市条例第5条、政務活動費を充てることのできる経費の範囲について、お伺いいたしまして、第1回目の質問を終わります。

○市長（北村新司君）

初めに、質問事項1、市民との協働について、答弁いたします。

(1) ①ですが、市指定文化財である砂区のカタクリ群生地でのおもてなしにつきましては、平成28年3月25日から27日の3日間、文化財ボランティアに登録された14名の方々が主体となって、見学者に温かい飲みものを振る舞いながら、カタクリ群生地のガイドを実施され、3日間の延べ見学者数は約200名を数えました。多数の見学者が見込まれたため、ガイドの時間帯には、隣地の砂区いさご会館の駐車場とトイレを開放していただき、利用者に不便のないように対応したところでございます。

なお、用草の桜並木につきましては、桜の開花時期に訪れる花見客が利用できる駐車場やトイレ及び歩道等が整備されておられませんので、今後、市民との協働により、整備や確保が可能か、検討したいと考えております。

また、市内には、さまざまな地域資源があり、それらを最大限に有効活用することで、本市へ訪れる観光客数の増加を図り、地域の賑わいを創出することが可能になると考えております。そのような地域資源を活かした取り組みを行う際、行政のみで行うのではなく、議員の皆様をはじめ、市民や企業、ボランティア団体など、さまざまな立場の人々が互いに連携協力し、協働で取り組むことが重要であると考えております。今後も、さまざまな立場の人たちと行政が連携し、地域活性化に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、質問事項2、被災者支援事業について、答弁します。

(2) ①ですが、本市の災害被災地への職員の派遣状況につきましては、平成28年4月14日に発生した熊本地震による被災地への派遣として、千葉県から、被災建築物の危険性を判定するために、応急危険度判定士の資格を持つ職員の派遣要請がありましたことから、平成28年4月25日から4月29日までの5日間、職員1名を千葉県熊本市や益城町に派遣しております。この後も、同様に応急危険度判定士の資格を持つ職員の派遣要請が予定されておりましたので、職員2名の派遣について準備していたところですが、千葉県からの要

請はございませんでした。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災時の東北方面への職員派遣につきましては、平成23年7月から8月にかけて、職員2名をそれぞれ8日間程度、岩手県陸前高田市及び大槌町に派遣し、被災者生活再建支援関係の業務を行っております。

被災地への職員派遣につきましては、このように短期間であれば可能と思われませんが、中長期的に派遣することとなりますと、現在、定員管理計画による職員の削減を進めてきた中で、派遣職員を確保することはなかなか難しい面がございますので、今後も短期間の要請があれば、派遣について検討してまいりたいと考えております。

なお、東日本大震災時には、社会福祉協議会が主となり、発生当初から現在まで、ボランティア登録されている多くの市民の方々が支援活動を行われております。このことに対しまして、改めてまして感謝申し上げる次第でございます。

次に、(2)②ですが、首都直下地震が発生した場合を想定しますと、東京都を中心とした被災地周辺からの支援は被害の大きかった地域に集中し、本市まで、なかなか届かない場合が想定されます。そのような大きな被害が首都圏で発生した場合は、同時に被害を受ける確率が低い、距離が離れた自治体との間で災害時応援協定を結ぶことも、重要な災害対策の1つであると認識しております。

ご質問をいただいております宮城県塩竈市につきましては、東日本大震災以降、ボランティアなどによる民間の支援や交流、市内中学生の現地視察、被災地との交流が今なお続いていることは、十分承知しております。本市といたしましては、平成27年9月に小山議員に答弁しましたとおり、災害相互支援協定の締結について、検討してまいりたいと考えております。また、友好都市の締結につきましては、双方の市民レベルでの機運が高まり、行政を巻き込んだ形で地域間交流が進展していった中で、検討すべきと考えております。

次に、質問事項3、市政運営について、答弁いたします。

(1)①ですが、地方自治法第179条の長の専決処分において、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができることとなっております。

地方創生加速化交付金事業計画につきましては、平成27年度内に予算措置をしなければなりませんでした。国、県への申請の後、内示がなく、また、交付決定の時期も未定であったことから、交付決定通知を受けると同時に予算措置をする必要があったため、専決処分を行う予定でございました。しかしながら、実際は地方創生加速化交付金事業が不採択となったため、専決処分を行うことはなかったものでございます。

専決処分は、議会において議決すべき事件に関し、市長がやむを得ない場合にかわって行う制度であることに鑑み、その運用にあたっては、制度の趣旨を逸脱することがないように、今後も慎重に手続をしてまいります。

次に、(2)①ですが、平成27年度における市長公用車の休祭日の運用状況は、合計で

105日でございました。

次に、市長公用車利用に伴う運転手の時間外勤務手当でございますが、休祭日及び平日の時間外勤務手当を含め、2人分の総額で133万9千512円でございます。

次に、②ですが、県議が市長車に便乗した回数は、平成27年度では合計8回でございます。市の行事にご出席いただいたケースも含め、全て市長及び県議が同一の場所、時刻に公務が重なったことから、駐車スペースを確保しなければならない主催者側への配慮も含め、県議が市長車に同乗して、市長とともに公務を遂行したというものでございます。市長が公務遂行のために利用した公用車に、たまたま便乗して県議としての公務を遂行したものでございまして、市長公用車運用の範囲内であり、費用負担を請求する必要性はないものと考えております。

次に、③ですが、市長公用車の使用にかかるルールにつきましては、特に明文化されておりませんが、公用車の使用は、市役所と出張先の公務の場所の間、市長宅と公務の場所の間、公務の場所が複数にわたる場合においては、その間などにおいて、公用車を利用できるものでございます。つまり、公用車を利用する場合には、公務遂行において公用車が必要であり、かつ公用車使用に合理性があるかどうか判断基準であり、言うまでもなく公務以外は使用できないものでございます。

次に、(3)①ですが、平成27年度の市事業に係るアルコール提供に伴う食料費の支出は3件であり、防災課が10月4日に開催いたしました第29回八街市消防操法大会懇親会時の食糧費2万5千34円、1月11日に開催した八街市消防出初め式懇親会時の食糧費3万2千643円となっているほか、企画政策課が平成28年3月5日に開催した婚活パーティー時の食糧費18万円となっております。なお、婚活パーティーの18万円については、参加者より負担金として、3月7日に市の歳入としております。

次に、(3)②ですが、消防団行事において市内外から来賓を招待して実施いたします八街市消防団出初め式及び八街市消防操法大会実施後の懇親会におきまして、市内外の来賓の方々に、意見交換を通じて消防団活動への理解と懇親を深める趣旨から、アルコール類を提供しております。特に、消防関係者とは、災害時の連携など、消防団活動におけます意見交換の場となっております。有意義な機会であると認識しております。

アルコール類の提供の廃止につきましては、印旛管内市町の今後の実施状況を参考に、消防団本部の意向を確認しながら、その是非につきましては検討してまいりたいと考えております。

次に、質問事項5、政務活動費について、答弁いたします。

(1)①ですが、政務活動費の運用指針については、議会の内部で定めたものでございますので、議会の中でしっかり議論していただきたいと考えております。

○教育長（加曾利佳信君）

質問事項2、被災者支援事業について、答弁いたします。

(1)①ですが、災害ボランティア活動として、千葉県から、防災教育を中心とした実践

的安全教育支援モデル事業を受託し、平成24年度から、市内の中学校の被災地訪問及びボランティア活動を行ってきました。この4年間で市内4中学校の全てが宮城県での活動を行い、復興がままならない地域へ足を運び、自然災害の恐ろしさや復興の大変さを実感することができたこと、また、実際にボランティア活動を行い、社会のために貢献する意識を高めることができたことなど、大変有意義な活動であったと考えます。

県からの委託事業は昨年度で終了いたしました。これからも、今回の成果を活かし、実施可能なボランティア活動を工夫しながら、継続していきたいと考えております。また、八街市社会福祉協議会のご協力により、今年度は八街中学校と八街南中学校が被災地を訪問し、ボランティア活動を行う計画です。

次に、質問事項4、学校教育について、答弁いたします。

(1) ①ですが、日頃より、議員の皆様におかれましては地域の代表として、各小・中学校の学校行事等にご理解、ご協力をいただき、感謝申し上げます。

現在、学校の行事につきましてはお住まいの学区に即して、各学校からご案内を差し上げているところでございます。ご質問いただいた学校行事の選択参加についてですが、入学式、卒業式及び運動会等、ご案内を差し上げている行事につきましては、当該学校や参加希望の学校とご相談いただき、変更することは可能です。また、学校公開など、広く地域の皆様に公開している行事につきましては、ぜひご参加ください。

○監査委員会事務局長（吉田一郎君）

質問事項3、市政運営について、答弁いたします。

(1) ②ですが、監査委員の基本的な職務につきましては、地方自治法第199条、職務として規定されております。定期監査、財政援助団体に対する監査、現金出納検査等がこれに該当します。また別途に、住民からの直接請求、住民監査請求、議会からの請求に基づく監査、請願の措置としての監査、普通地方公共団体の長からの請求に基づく監査、職員の賠償責任に関する監査、決算審査、健全化判断比率等の審査も職務の範囲となります。これらの監査等の結果を合議により決定し、議会及び普通地方公共団体の長、並びに行政委員会に提出し、かつ、これを公表し、監査結果において必要があると認めるときは、報告に添えて意見を提出することも行います。代表監査委員は、そのほかに庶務を担当したり、訴訟時の代表になります。

次に、監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項において、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他の行政運営に関し、すぐれた識見を有する者及び議員のうちから、これを選任することと規定されております。

本市監査委員の定数につきましては、地方自治法第195条第2項の規定により2名となり、また同法第196条第1項の規定により、議員選任監査委員は1名となります。

次に、監査委員の解職請求につきましては、地方自治法第86条において、選挙権を有する者の3分の1以上の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、監査

委員の解職請求をすることができるとされております。請求が有効であれば、普通地方公共団体の長は、議会に付議することとなります。地方自治法第87条第1項の規定により、議員定数の3分の2以上が出席し、4分の3以上の同意により失職となります。

また、普通地方公共団体の長による監査委員の罷免につきましては、地方自治法第197条の2第1項において、監査委員が心身の故障のため職務の遂行にたえないと認めるとき、または監査委員に職務上の義務違反、その他、監査委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができます。この場合においては、議会の常任委員会または特別委員会において、公聴会を開かなければならないと規定されております。

また、第2項では、監査委員は前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがないとされております。

以上です。

○桜田秀雄君

それでは何点か、再質問させていただきます。

市民との協働については大変前向きなご答弁をいただきました。市民あるいはいろんな団体と協力しながら、これからもやっていくべきだろうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

災害支援活動について、その成果についてお伺いしたかったのですが、時間がなくなっておりますので、省略させていただきます。

支援活動での塩竈市に対する職員の派遣について、お伺いいたします。

これは総務省から出ている資料でしょうか、現在、塩竈市に対して国や各県から33名の職員が派遣されております。平成28年度の沿岸15市町村の職員の不足状況を見ますと、塩竈市は今年度53名が足りないと言われております。そのうち39名については他市町村からの応援が集まっているということでございますけれども、なお14名が不足しているとのことでございます。

八街市の職員状況、先ほども答弁がございましたけれども、また、さきの小山議員から一般質問の中でもありましたけれども、大変に厳しい状況は私も承知しております。しかし、支援元の各自治体、この中では、いわゆる任期付職員を採用して派遣すると、こういう自治体が結構ございます。中学生の皆さんが一生懸命ボランティア活動に励んでいる。そういう中で、やはり支援協定なり、そうしたものが実現できないと、行政は何をやっているんだと、そのように私は言われると思うんです。

そこで、私の経験からお話しさせてもらいますけれども、平成10年、日本海で重油事故がございました。当時、私は神戸で被災者支援活動にあたっておりましたけれども、発生の一報を受けて、団体の3人の仲間と一緒に福井県三国町に飛んでいきました。到着後に、すぐにヘリコプターをチャーターいたしまして、潮の流れに詳しい地元の漁師さんに乗っていただきまして、座礁したタンカーがどこに漂着するんだろう、ということで調査いたしま

した。そして、後続部隊が神戸からテントやパソコン、通信機器などを運び込みまして、海岸沿いにあります三国公園というところにテント村を作りました。そして行政に働きかけをしたわけですが。なぜ私たちがこのようにしたかという、私たちが幾ら支援活動のノウハウを持っていたとしても、知らないまちの行政関係担当者は必ず支援を拒否してまいります。これは皆さんの立場からも、知らない団体が来た、はいオーケーですというふうには、なかなか行かないんだらうと思います。そうしたことは体験から学んでおりましたので、また、この状況につきましては、当時のNHKのプロジェクトXでも特集されましたので、皆さんもご存じかと思えますけれども、迷惑だから帰ってくれという行政の担当者と、私たちのやりとりが、生々しく映し出されております。

結果的に成功したのです、行政と一体となってやっていこうということが成功しました。なぜ成功したかという、「あわら」というまちがございます。芦原温泉で有名でございますけれども。その商工会議所の皆さんが仲立ちに入ってくれた。行政の皆さんは商工会議所と大変親しい関係にありますし、商工会議所の皆さんも常日頃から行政には協力的でございますから、そういうことであれば一緒にやっていこうということで、私たちのテント村を行政と一緒に運営する。こうしたことで、翌日からは、神戸から発信する情報によって毎日2千人以上のボランティアが駆け付けた、こういうことで成功したわけであります。また、航空会社とも交渉いたしまして、羽田空港と小松空港間のボランティア無料チケットを発行してくれとお願いいたしまして、八街からも多くの子どもたちが参加されたという経緯がございます。

協力していただいている塩竈のボランティア団体が、塩竈市の中でどのような位置付けになっており、力があるのか、わかりませんが、行政間の政策を草の根交流だけで実現するということは大変厳しいものがございます。職員を派遣して支援活動を行う中で、その職員に、いわゆる仲人役として働いていただき、相互理解を推し進めることで実現を目指すべきであろうと思うんですが、任期付職員を採用し、これを検討するのも1つのよい例ではないかと思うんですが、その辺について、お伺いいたします。

○総務部長（武井義行君）

今、任期付職員というお話がございました。今のところ、そういったことはこれまで検討していなかったわけですが、いろいろな形について、やっぱり今後は協議していかなければいけないというふうに考えております。

また、塩竈市につきましては、市民団体の方がいろいろと援助とかで友好を深めているということも承知しております。ただ、私が向こうの総務サイドと確認というか、ちょっと聞いたところによりますと、現在もう4市と災害については協定を結んでいる状況にあるということでございます。塩竈市サイドとしては、市サイドとしてはあまり積極的にこれ以上、増やしたいということは考えていないということでございます。ただ、その辺は、八街市もいろいろ災害等のことを考えますと、どこかの市と、こういった協定を結んでいくということは必要だと思いますので、そういうことも含めまして検討してまいりたいと考えておりま

す。

○桜田秀雄君

ぜひとも検討していただきたいと思います。

次に、専決処分の問題でございますけれども、市長は先ほど述べられましたけれども、市長は長年、議員あるいは議長職も務められました。専決処分179条について、非公式会議である全員協議会で承認をとれると思っていたのでしょうか、可能なのでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

それにつきましては、全員協議会で、その場で承認ということではございません。ただ、あのときの予算が平成27年度の国の予算ということで、平成27年度中に採択された場合は議決というか、そういった承認を得てくださいという話がありました。そんな中で準備しないといけないということで、ただ、なかなか内示も来ないという状況にあった中で、議会を開くいとまもないということで、その辺で一応、専決処分せざるを得ないということで、事前に、こういった場合にはこういった形をとらせていただきますという説明をさせていただいたところでございます。

○桜田秀雄君

専決処分108条については報告すればいいのですけれども、次の議会に。179条による専決処分についても当然、次の議会で承認を求めなければなりません。

私も、職員の皆さんが国の交付金あるいは補助金、こうした事業を研究して活用する、こういう姿勢は高く評価したいと思うんです。事業の中には、六区にございます小間子公園の土手のさくを直すのだと、こういう項目も入っておりましたので、大変に期待しておりました。

しかし、議会は、僕がいつも言っているように、手続論が大切なんだよと、いつも言っています。民主主義は、その半分は手続論だと、私は思うんです。本来のルールですと、専決処分を行った場合、次の議会に承認を求める義務があります。これを怠った場合は不作為、こういうことになろうと思うんですが、その辺はいかがですか。

○総務部長（武井義行君）

専決処分させていただいた場合には、必ず、次の議会において皆様にご承認いただくというところでございまして、今後もそのつもりでおります。

○桜田秀雄君

内容からいって、私もあまりとやかく言いたくないのですが、少なくとも市長、今回の議案提出の前の説明の中で、一言触れられていけば、私も大変にありがたかったと思うんですが、その辺について、市長はどのように考えていますか。

○総務部長（武井義行君）

結果として専決処分は行わなかったということでございますので、事前には説明させていただいたのですけれども、ただ、そういったことで専決処分というか、採択にならなかった、採択になったということは、全員協議会でも説明させていただいております。

○桜田秀雄君

事業が認可されていれば、当然、6月議会に報告しますよね、するつもりでしたのでしょうけれども、頓挫したからいいんだということですか。ファクス1本で議員の皆さんに、残念でした、ファクスが届きました、これは議会事務局から届きましたけれども、それではあまりにも市の姿勢としてちょっとまずいのではないですか。

もう一回、答弁をお願いします。

○総務部長（武井義行君）

先ほども述べましたように、今回は残念でしたが不採択となったということで、これにつきましては、全員協議会等で職員から説明させていただいております。

○桜田秀雄君

押し問答になってしまいますので。

次に、行政委員会、監査委員会の問題について、お伺いいたします。

行政委員会の中で、いわゆる会という名前がつかないのは監査委員だけですよ。それは、先ほど、今、説明があったように、いわゆる代表監査委員と議会選出の監査委員、これが合議でやるんだと、そういう説明でございましたけれども。

地方創生活活性化交付金のやりとりの中で、総務部長の方から議会運営委員会で説明されました。これに対して、議会選出の監査委員から、これはよい事業であるから、そのまま進めてもらって、次の議会に報告してもらえばいいんじゃないですかと、こういう発言がございました。全員協議会の中でも同様の発言を出されております。いわゆる不確定事業ですよ、あれは。結果的に頓挫しましたけれども、不確定事業に対する専決処分の承認、これは私も今まで聞いたことがないのですけれども、進行中の課題に対しての監査委員の発言としては、私は問題が残るのではないかと。監査委員は、事業が終わってから手続が適正に行われていたとか、そういうことも含めて最後に意見を述べる、年に1回、意見を述べる、そういう機会があると思うんです。こういうことを言っっては、市と、いわゆる議会と監査委員が、なれ合いで行政を進めていると、市民の皆さんから批判されても、私は言い逃れできないと思うんです。

その辺について、監査委員はどのように考えていますか。

○監査委員事務局長（吉田一郎君）

議選の監査委員さんにつきましては、監査委員の職務のほかに議員としての職務もございしますので、私の方から特にコメントというようなことは。

○桜田秀雄君

時間がないから、あまり言いませんけれども、監査委員は、今回、私は代表監査委員、出てきなさいという求めをしております。代表監査委員からは、全権を監査委員に委任しますよと、こういう書面が配られております。当然、事務方がそれに答えるということは大変難しいだろうと思いますので、終わりますけれども。

私は、議会選出の監査委員は廃止すべきであろうと。これは私の持論でございます。既に、

全国47都道府県におきましては外部監査制度が導入されております。また、こういう小さな市町村、普通の市町村では、わずか0.6パーセントにすぎませんけれども、監査制度のあり方を調査研究している機関では、議会選出監査委員は廃止すべきだ、早急に法律の改正をなさい、こういう提言もされております。近い将来、もっと力のある外部監査制度に移行する時期が来るだろうと、私も思っております。

次に、市長公用車問題について、お伺いいたします。

時間がありませんので、あまり深くはお話しできないですけれども、市長は東京都国立市のマンション訴訟事件をご存じでしょうか。市長にお伺いします。東京都国立市でマンション訴訟事件が起こっております、行政との間で。この事件は知っておられますか。

私がこういう質問をなぜしているかといいますと、国立市は一橋大学があります。ここでマンション騒動、いわゆる大学前に14階建てで業者がマンションを建てたいという話がありました。住民の方が、それは困るぞというわけで、いわゆる高度制限を求める地区計画を地権者みんなで作って、市長をお願いして、市長も迅速に判断して議会に諮って、議会も条例化しました。この条例を適用するにあたって、大変に業者ともめたんですね。今ももめています。結果的に、市長が3千100万円ですか、市長個人が賠償責任を負うことになってしまいました。

議会としては、オール与党で国立の景観を守ろうじゃないかと取り組んできたのに、なぜ市長だけが責任を負わされるんだ、これはまずいのではないかと、こんなことを許してしまったら、もうこれから市長になろうという人は出てこない、地方自治が崩壊してしまう。こういう案件なんです。そこで、議会が考えました。俺たちは議会の代表であるから、市長の個人賠償を免責しようじゃないか、免責決議しようじゃないかと。当時、与野党は伯仲していましたから、もう1票差が大事なんですね。保守系の議員の皆さんの中で1人だけ、幾ら私が野党であっても反対に回るわけにはいかない、賛成するというので、わずか1票差で市長の免責案が通りました。

これで一件落着かなと思ったのですが、その後、逆に、この問題を一般市民から、それはおかしいぞと。裁判で市長に判決が出ているんだから、市長が払うべきだ、何で行政が払うんだ。こういうことになってしまったのです。

この裁判以降は、いわゆる市長が賠償保険、わかりますか、市長が賠償保険に入る、こういう首長さんが大変増えてきたのです。何かあったら大変だと。市長になったら、そうした保険に入らざるを得ない。こういう状況なんです。

市長公用車の問題、あるいはアルコールの問題。今、東京都で、公用車の問題で騒いでいますけれども、最後は市長が責任を負わされる。こういう時代なんです。ですから、私は市長に自己防衛していただきたい。市民と、あるいは市長、行政、これが争うようなことがないようにしてほしい。そういうお願いを込めて、質問しているのです。ですから、市長公用車について、きちんとした運用規則を作ってください、厳格な運用をする。こうしたことで、市民の皆さんから疑念を抱かれぬようにしてほしい。こう思うんですが。

市長公用車の運用規則、先ほど答弁の中で、まだ文章的なものは何もないというお話がございましたけれども、いかがか、お伺いいたします。

○総務部長（武井義行君）

市長車の運用ということですが、現在は、先ほどご答弁したように、明文化されていない状況の中で、使用基準につきましては八街市の庁用自動車管理基準に沿って行っているところがございますけれども、この辺はいろいろ誤解を招くようなことがあってはなりませんので、他の自治体等の状況等を確認した中で、ちょっと勉強、研究したいと思います。

○桜田秀雄君

よろしくご検討のほどをお願いしたいと思います。

次に、アルコールの問題なんですが、先ほど、八街だけではなかなか判断が難しい問題かもしれないけれども、この問題も同じように、全国各地で行政がお酒を提供する会合の後に、副市長が交通事故を起こしたとか、ひき逃げしたとか、いろんな事案が起こっております。皆さんご存じのように、交通法は大変厳しく改正されました。今では、酒を提供した側も罰則を受ける、こういう時代でございます。ぜひ、アルコールについても、行政には私はアルコールというものは要らないと思うんです。

何というんですか、市民の皆さんも大変に今は生活が苦しくなっております。今回、市が行いました公売、競売物件の中には、子育てで必要不可欠でありますベビーカー、わずか500円なんですけど、500円で今、競売にかけています。このぐらい市民の皆さんは厳しいですから、そういう税金で私たちは仕事を請け負ってやっているわけですから、やはり税金の使い道には意識改革が必要なんだと。職員を含めて、私たち議会もそうですが、意識改革していかないと、これからはやっていかないのかなと、私も思いますので、その辺も含めて。

アルコールを事業として行う場合、例えば今回行いました合コンみたいな、そういう事業は目的がありますから、やむを得ないと思いますけれども、市の事業に関わることでは、やはり廃止していく。こうしたことを検討していただきたいと思います。

学校関係でございますけれども、今回、議会が始まる前にパンフレットが1枚入っていました。その中に文教委員会の方で学校訪問する、こういうことが載っておりました。これがもう少し早ければ、私も今回質問しなくてもよかったのですが。

やはりこれからは議員個人として対応するのではなくて、議会として市民の皆さんとどう向き合っていくのか。現場の学校もそうですけれども、地域の皆さんとも向き合っていくことが、私は大事であろうと思っておりますので、この点は高く評価いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（加藤 弘君）

以上で桜田秀雄議員の個人質問を終了いたします。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午前11時03分）

(再開 午前11時14分)

○議長（加藤 弘君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を許します。

○京増藤江君

それでは、質問の前に、熊本地震により被災された方々、また犠牲になられた方々に、心からのお見舞いとお悔やみを申し上げます。安心して暮らせる日常と地域の復興を願っております。また、八街市においても、大きな被害が起きないように、被害を最小限に抑える施策に取り組みねばならない。そのように新たに思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、子育て支援の充実についてです。

保育料軽減についてなんですけれども、本市の保育料の滞納額は、児童手当から保育料の天引きを始めたことなどにより、滞納額は、平成24年度の約722万円から平成26年度の約357万円へと半減しております。許可を得て児童手当から引いているのですけれども、収入が減るもとの、児童手当から天引きしなければ保育料を払いきれない、そういう実態があるように思います。保育料を天引きされた後、子どもたちの暮らしはどうなっているのか、貧困が広がっていないのか、心配です。それでも、保育料を天引きするようになってからも滞納せざるを得ない家庭があります。本当に払いたくても払えない保育料、これをやはり何回も何回も督促される、そういう状況をなくしていくためにも、滞納が多いC2-1から3までの4段階の細分化が必要だと思うんですけれども、払いやすい保育料にするため、どうしていくのか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行され、特定教育・保育施設の利用者負担額の算定方法が、所得税額から市町村民税額の所得割額をもとに算定することとなり、本市でも昨年4月から、新制度開始に合わせて、国の定める水準を限度として、利用者負担額及び階層の細分化について検討を行った結果、新制度開始前の階層及び利用者負担額をそのまま維持し、保護者に新たな負担を求めないという考えで、細分化を実施しない方向で決定しております。また、今年度より、幼児教育無償化に向けた段階的な国の取り組みとして、年収約360万円までの世帯について、現行の1号認定子どもが小学校3年生まで、2号及び3号認定子どもが小学校就学前までとされていた多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料無償化の実施、また、ひとり親世帯等については、市町村民税非課税世帯の保育料無償化、年収約270万円から約360万円までの第1子の保育料を現行負担軽減額の半額、第2子以降の保育料を無償化とするなど、低所得者階層の多子世帯及びひとり親世帯等の保護者負担軽減が図られております。

なお、若い世代の定住促進及び子育て支援の充実につきましても、本市の重要な課題であると認識しており、今後も八街市総合計画、八街市子ども・子育て支援事業計画に沿って、子育て支援の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○京増藤江君

今年度、新たな施策が実施されているわけですから、今年度どのような保育料の収納率になるのか、滞納がどのようになるのかというのはちょっとまだわかりませんが、ぜひ方向を見極めて、払いやすい保育料にするよう、要望しておきます。

次に、一時預かりの利用料についてなんですけれども。

保育園の一時預かりは大変心強い制度でございます。利用者から喜ばれている反面、料金が低いのが困ります、何とかならないかという声が、もう大分以前から上がっております。引き下げを求めたいのですが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、本市で一時保育を実施している施設は、公立保育園の実住保育園、朝陽保育園、二州第一保育園の3園と、私立保育園の生活クラブ風の村保育園八街、八街かいたく保育園の2園、及び本年の4月から明德やちまたこども園が一時保育を実施しており、合計で6園となっております。

一時保育は、病気やけが、家庭での保育が困難な場合、また急な用事、育児疲れなどで保育ができない方を対象としており、急なご利用にも対応できるように、利用申し込みや利用料のお支払いも各実施施設で対応していただいているほか、不特定多数の方がわかりやすく利用できるように、生活保護世帯を除き、利用料を定額制としているところであり、利用料の引き下げについては、現在のところ考えておりません。

○京増藤江君

この制度があることによって、子育て中のお母さんが一息つけるとか、また、月に何回か働きに行ける、そういう制度としては本当に私は大事な制度だと思うんです。ところが、本当に生活が苦しくて働かなければならない、そういうときに未満児の0歳から2歳児のお子さんが利用するときには1日2千600円ということで、本当に働いた方がいいのか、働かない方がいいのか、そういう状況で、悩みが尽きないわけですね。今、労働者の賃金は5年連続マイナスとなっており、5パーセントも目減りしている。そして消費税増税、個人消費も、そういう消費税増税や物価上昇によって個人消費もマイナスとなっています。もう以前の経済状況よりも全く違う、本当に子どもたちの貧困が広がっている中で、もう何年も前の保育料と同じというのでは、やはり負担感が大変多い。

先ほど保育園の保育料についてはさまざまな施策が今、国の方からも示されているということで、負担が減っている部分があるのですけれども、やはり一時預かりについては以前のまま、同じでは、お母さん方が働きたいときに働くかせになってしまう、そういう場合も多々あります。全部の保育料を低くしていくということは、やはり私もかなり難しいと。例

えば2人以上を預ける場合に、0から2歳児の保育料を半額にする。こういうことだったら取り組んでいけるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○市民部長（山本雅章君）

一時預かりの保育料ということですが、そもそも一時預かり制度といいますのは病気あるいはけが、それから急な用事ということで、日常的には保育園の方にお子さんを預けていない方を対象にした制度であるわけなんです。この保育料ということで、印旛管内の状況、それから近隣である東金市とか山武市といったところと比較してみても、ほぼ同程度の水準であるということですので、現状としましては、現在の保育料の額を維持したいというふうに考えております。

○京増藤江君

今の部長のご答弁のように、この制度はもともと一時的な、本当に一時預かりという名前のおり、病気やけがや、ちょっとした用事で預ける、本当にそういう一時預かりの意味なんですけれども、現実にはどうしても、今までは働いていなかったけれども働かざるを得ない、ひとり親になってしまったとか、そういう例も生まれております。ですから、この制度ができたとき、お母さんと子どもたちの状況、ご家庭の状況がかなり変わっている。そういう中で、例えば1カ月の半分ぐらいの日にちを働かなければならない、そういうふうになりますと、かなり負担が重い。本当に収入が少ない中で預けなければいけない、また働いていかなければならないという中では、この制度は、私は、働くために本当に、保育園に入るまでの一時的なものではあるのですけれども、これがなければ働けないわけですから、お母さん方にとって、行けない場合もありますから、本当に生きていくための最低限の、そういう条件についてはまた考える必要があると思うんですけれども、その点についてはいかがですか。

○市民部長（山本雅章君）

働かなければいけない状況があるという保護者の方につきましては、一時預かりということではなくて、もう恒常的に保育園の方に預けるということで、保育所の入所申し込みの方で対応していただきたいというふうに思っております。

○京増藤江君

部長、保育所に預けるには、働いてなければ預けられないのではないですか。働いていなくても、ちゃんと今は申し込みができるのですか。

○市民部長（山本雅章君）

働いていないということは、ご自分で保育ができるわけですから、そうではなくて、働かなければいけないという状況がございましたら、それを理由に保育所の方に入所申し込み手続をしていただきたいと思います。

○京増藤江君

といいますと、働いていなくても、ちゃんと申し込みは受けられると。優先順位とか、そういうこともちゃんとしていただけると。その確認を、まずしたいと思います。

○市民部長（山本雅章君）

保育所といいますのは、ご自分で保育できない場合に入所していただくようなもので、現在は働いていないという状況であれば、ご自分で保育できるという状況にありますので、優先順位的には低くなるものだというふうに思っております。どうしても働かなければいけない状況があるということであれば、そういった方が優先順位的には高くなるということで、恒常的に保育が必要であれば、保育所の入所手続をしていただく方がよろしいかと思えます。

○京増藤江君

本当にせっぱ詰まった方たちは働かなければならないのです、すぐにでも。申し込んだからといって、すぐに入れるわけじゃない、保育所に。そういうことをきちんと考えて、入れてくださるというのだったらいいですけど、そうじゃないことが多いわけです。実際、私も、この問題を取り上げるにあたっては、仕事が決まっているのに預けるところがない、本当に困ったという、そういう方がいらっしゃったわけです。本当に、生きていくための応援をどうするか。先ほど市長も、子育てを応援いたしますというふうにおっしゃったのですが、一時預かりについても、もう10年も15年前の状況と、今の状況はまるで違う。本当に子どもを抱えて働かなければならない。私は、その状況をしっかりと捉えて、一時預かりについても、それから、今、部長もお答えになりましたけれども、今は働いていないけれども早急に保育園に預けられる、そういう方向を今後示していただくよう、強く要望しておきたいと思えます。

次に、ひきこもりへの対応についてなんですが。

全国的に、ひきこもりは100万人近くにもものぼるのではないかと、そういうことも言われております。今、対応を始めた自治体もありますけれども、まだまだでございます。一旦、社会人になった後、ひきこもりになる場合も多いと言われておりますけれども、八街市は、それもあると思えます。私も何人か、そういう方に対応しておりますので。ただ、八街市の場合は、それにも増して、児童・生徒の不登校率が県平均、全国平均より高い。義務教育の段階で、そういう状況が解決されずに、その後も、ひきこもりになっている可能性も多いのではないかと、大変私は心配しております。

そういう中で、社会福祉協議会が平成27年度に実施した、気になる子どもの個別相談。この中には、成人の相談も寄せられております。これは本当に大変重要なことだと思うんですけど、市は、この相談内容をどのように把握されているのか。さらに、社会福祉協議会任せにせず、実態を把握するためにも、市が責任をもって相談窓口を開設すべきと思えますが、いかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

本市におきましては、家庭児童相談、家庭教育相談、学校教育相談及び八街市教育相談ダイヤルにおいて、さまざまな相談を受け付けており、内容によっては、千葉県が設置する子

ども・若者総合相談センター、ひきこもり地域支援センター、若者サポートステーションなど、就労相談も含めた、幅広い相談内容に応じた窓口へ、つなげる対応を行っております。

また、社会福祉協議会が行っている相談業務にも、ひきこもりに関する相談があることから、生活困窮者自立支援事業支援調整会議や家庭教育支援充実のための連絡協議会において、情報共有を図っております。専用窓口設置につきましては、現在、考えておりませんが、今後とも関係機関との連携の中で、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

ほかの機関とも連携してやっていくという、今までと同じような答弁だったと思うんですけども、これでは本当に当事者の皆さんの悩み、そして社会に出ていく、そういう方向になりづらいと思うんです。

サポートセンターや千葉の方のさまざまな相談機関につないでおられるということなんですけれども、例えば平成26年度、平成27年度には、どのぐらいの相談をつなげたのか、お伺いします。

○教育次長（村山のり子君）

こちらは社会教育課の方で家庭教育相談という形でお受けしたケースでございますけれども、平成27年度は成人者に対する相談が1件ございました。ご案内を差し上げておりますが、その後の調査まではしておりません。

それから、あわせて平成23年度から平成27年度までの5年間の成人者に対する相談がありますけれども、一応件数としては、今の1件を含めまして件数が2件、トータルで延べ3回という相談でございます。

○京増藤江君

例えば、そのような相談件数で本当に八街市はひきこもりについて対応していったことになるのか、また、このような相談活動をきっちりと充実することが、不登校の問題でも相談がアクセスしやすくなる、そういうお互いの、ひきこもり、不登校、そういうことが連携できると思うんです。ですから私は、八街の場合は、今までのような、ほかのところにつながりますよとか、そういうことではなくて、いかにこの問題を重視していくか、そういう視点が教育委員会に必要だと思います。

実際に、青少年の健全育成、こういう宣言もしているのです。本当に不登校の子どもたちが多く、別にいろいろなことがあって無理に学校に行きなさいとか、そういうことではありません、本当にさまざまな理由でなっておりますから、そういう場合もきちんと対応できる、それが必要であると思うんです。そこが私は八街市はなかなかでききれていない、早いうちでの社会参加ができる、そういう相談場所を作らなければ、青少年の健全育成は、できていかないのではないかと思います。いつも同じ方向での答弁、大体同じような答弁だということは、これに関してしっかりやっていく、取り組んでいく、そういう方向は、これからも持たない、そういうことなのかどうか、まず伺います。

○教育次長（村山のり子君）

先ほども答弁させていただきましたけれども、義務教育後のひきこもり相談ということで、今、社会福祉協議会が行っている、気になる子どもの個別相談におきまして、成人のひきこもり相談も実際に行っていただいております。そちらとも今後とも連携して対応してまいりますけれども、昨年度から八街市教育相談ダイヤルというのを始めましたけれども、せっかくダイヤル相談がございますので、そういった中で、年齢を問わず相談を受けて、また次の段階へつなげていくというような形がとればよろしいかと思っております。

○京増藤江君

やはり教育ということでは、なかなかひきこもりの自分が電話してみようかな、またご家族が電話してみようかなということにはならないと思うんです。せっかくやられるのであれば、ひきこもりということもきちんと入れていく。教育相談及び、でもいいし、独自のひきこもりの回線を作っていくということもいいと思うんです。

今、社会福祉協議会の方でもそれをやっておりますけれども、これは本当に社会福祉協議会独自で、市の方から予算がついているわけでもありませんし、相談に乗ってくださる先生が本当に頑張っているようなんですが、こういう相談というのは1日に何件もできるわけではありませんから、市が計画を作り、教育相談ダイヤルでもいいですから、ここにきちんとひきこもりの文言も入れて相談活動していく、そういう方向ができるのではないですか。いかがですか。

○教育次長（村山のり子君）

現在におきましても、八街教育相談ダイヤルにお電話していただきますと、そちらの方にカウンセラーや支援員も配置しておりますので、その段階でご相談に応じてお答えできると思います。

○京増藤江君

これは教育委員会でやるのでしょうか。教育委員会でしょうか。そうですね。そうしますと、今までも教育委員会には、ひきこもりの相談はなかった、ほとんどなかったと私は聞いております。だから、教育相談という名前では、恐らくこれからもひきこもりの相談は、当事者の方たち、ご家族の方はできないと思うんです。ですから、ひきこもりについて、ご相談くださいと、そういう親切な方向を示さなければいけないと思うんです。

私も何人かお会いしたことがありますけれども、本当に大変です。本来ならば早く対応すれば大丈夫だったのではないかと思う方々が、例えば鬱になられたりとか、そういうこともあります。八街市の医療状況を見ましても、鬱だとか精神の方の費用も増えておりますので、やはり若い方たちが本当に健やかに、そして社会参加できる、そういう環境を何としても作る。そういう方向をここで示していく。私も何回か、こうやって質問させていただいております。だけど、いつも同じような、そういう質問では、答弁では、本当に若い方たちが浮かばれないと思います。健全育成していく、そういう教育委員会、自らの態度を示していただきたい。ですから、教育相談ダイヤルにも、ひきこもりの相談にも乗ります、ぜひおいでくださいと、そういうふうな方向を作っていただきたい。

再度ご答弁をお願いします。

○教育長（加曾利佳信君）

今、議員の方からご質問がありました、ひきこもりについての専門の窓口ということで、改めてちょっとお答えさせていただきますと、昨年度から長欠対策等を含めまして教育相談ダイヤルというのをナチュラルの方に設けました。その中では一応、教育委員会でやっておりますので、義務教育内が範疇ではございますが、それには捉われずに、年齢は関係なく、相談内容も、学校教育だけではなくて幅広く受けております。ただ、今ご指摘のようにひきこもりという言葉を使ってはございませんでしたので、その辺は社会福祉協議会といろいろ、さまざまな窓口が社会教育課にもございますので、それとも相談しつつ、どのような形がいいのかというのを改めて、教育相談ダイヤルを充実しながら、その中でひきこもりはどのように、さまざまな窓口がありますので、どのようにしたらいいのかというのをちょっと検討してまいりたいと思います。

○京増藤江君

本当に八街市もかなりひきこもりは多いのではないかと。私はそういう想像もしつつ、実態をつかんでいくためにも、本当に今、教育長も答弁されたように、ぜひ具体的に相談できる、そういう方向に取り組んでいただくよう、強く要望したいと思います。

次に、教育の充実についてなんですけれども、利用しやすい就学援助にするために、お伺いします。

子どもの貧困が増えている中で、本市においては就学援助の受給率が下がっています。平成28年度予算においては小学生の受給者は195名、6パーセント。中学生は125名、6.5パーセントの予算となっております。予算を平成26年度の決算と比較しますと、小学生は1.12パーセントの減、中学生は1.36パーセントの減。こういう減になっているのですけれども、自分の家庭が就学援助の対象世帯とわからないままに保護者の方が過ごしておられるのではないかと、そういうことも懸念されるのですけれども、八千代市などでは家庭の情報、家族の状況や収入など、具体的な数値を示しています。保護者の皆さんがより受給できやすい、そういう方策が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

就学援助制度につきましては、平成24年4月1日より、八街市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱を制定し、必要な援助が円滑に行われるように留意しております。認定基準については、生活保護基準に加え、各家庭の状況等を見ながら認定しておりますので、具体的な数値の提示については難しいと考えております。これからも、保護者には、援助を受けるにあたっての要件や手続がわかるように、学校や市役所を通じて丁寧にお知らせしたいと考えております。

○京増藤江君

この何年間か、保護者の皆さんにもお知らせは配っておられるのですけれども、大変簡単

なものです。

それでは、お伺いしたいのですけれども、受給率がこの間、減った理由は何なのか。

○教育次長（村山のり子君）

お答えいたします。

減った理由といたしまして、特に前年度からの支給率の変更はしておりませんので、結局、卒業した人数と、今度は新しく入ってくる人数との差だと思いますけれども、それぞれの家庭によりまして教育的配慮をした上で支給しておりますので、きちんと支給率というところで切っているわけではございませんので、その辺についてはご理解願いたいと思います。

○京増藤江君

小・中学生の人数が減っておりますから、人数が減るのは私もわかるのです。でも、受給率となると、やはり貧困が増えている中で、なぜ受給率が下がるのか。これが納得いかないわけです。その理由については、いろいろ私はあると思うんですけど、生活保護基準が下がったこと、これは影響していると思われませんが、いかがでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

その辺につきましても、そちらの基準の変更に伴いまして、生活保護基準の1.2倍の収入というところで一定の線を引いておりますので、前年度からの支給率の変更ということは特にしておりません。

○京増藤江君

やはり先ほども、保育料についても、児童手当から引かれても保育料を納められない、そういうご家庭もある。そうしますと、給食費などでも払えないご家庭があると思うんです。そういうご家庭に対して、本来ならば就学援助を受給していただく、その必要があると思うんです。そういう方たちに、例えば給食費、またはさまざまな費用が納められないご家庭に対して就学援助の必要性をきちんとお話しされているのかどうか、伺います。

○教育次長（村山のり子君）

ご質問の、そのような世帯につきまして、説明されているかどうかということでございますけれども、学校側から丁寧な説明をしているということでございます。

○京増藤江君

丁寧な説明をされたならば、本当に、例えば給食費を納められないほど大変なご家庭は受けるようになると思います。それから、生活保護基準が下がったから一律に支給についても下げているわけではないと言われたのですが、私は子どもの貧困が広がっている、そういう中で、また実際に給食費を納められないご家庭もある、そういう中で受給率が下がっている、ここが私は本当に心配なわけです。本当にお金が大変で給食費を払えない世帯で、何回も督促される子どもたちも本当に大変な思いをするでしょうし、ですから、もしもそういうご家庭が対象にならないというのであれば、やはり生活基準の1.2倍ではなく1.5倍ぐらいに引き上げていく、そういう必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

率の改定ということをございますけれども、先ほど申し上げましたが1.2倍という線で一定の基準は設けておりますが、状況に応じまして教育的配慮というような観点で、その上で柔軟な対応をしておりますので、率の引き上げということは現在の段階では考えておりません。

○京増藤江君

柔軟な対応をされているとおっしゃるのですが、何百円かの差で受けられなかった方もあるんですよ、実際に。そういう点では、柔軟ではないと思いますよ。ですから、きちんと1.5倍とか、基準を上げていく、そういう方向が必要だと思います。実際に富里市では1.5倍ですし、八街市はこの間の国保税引き上げの際にも所得が大変低い、そういう例も共産党市議団では出しておりますし、そういう八街市の状況を踏まえたと、やはり生活保護基準の1.2倍では低い、低過ぎる。生活実態に合わないということを申し上げて、今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

次に、教育支援体制についてなんですけれども。

勉強がよくわかり、楽しく学校に行きたいと、保護者をはじめ、市民の皆さんは願っておりますけれども、不登校率は平成27年度は平成26年度と比較すると上がっております。それから、こういう問題はずっと長く続いております。子どもたちや学校への支援体制の実態と根本的解決に向けて、その計画をお伺いします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

本市では児童・生徒の居場所として教育支援センター、ナチュラルを設置しております。

また、各中学校に校内適応指導教室を設置し、学校教育補助教員を1名配置しております。

さらに、本年度より不登校に対する早期対応の目的から、八街東小学校に校内適応指導教室を開設いたしました。学校教育補助教員は、校内適応指導教室の運営ばかりでなく、不登校生徒に関する登校支援、スクールカウンセラー、養護教諭、担任との連携も行ってまいります。

そのほかには、専門担当の学校教育相談員2名が、学校や市長部局と連携し、不登校児童・生徒の家庭訪問を行い、登校できるように本人及び保護者の支援をしております。

また、市のカウンセラーは、通常の相談業務に加え、小学校において巡回相談を行っております。平成27年度から、市教育支援センターで電話相談も実施しております。

今後は、これら多様な支援方法から、個々のケースに即し、学校と連携を図り、最適な方法を選択するとともに、必要に応じて不登校対策の県費負担教職員を要望するなど、県教育委員会とも連携を図ってまいります。

○京増藤江君

八街市としては、できることは今までさまざまに取り組んでこられた。それは私も、これは長年要望し、また実現してきたことも多々ございます。本当に市としてはできることをやってくられた。そう思います。ただ、根本的な解決となりますと、不登校になる前の状況を

どうするかということがやはり重要だと思います。その点、今、教育長が答弁されたように、県費で、県の方にもしっかりと教員また支援員を要望していく。私はこれがやはり必要だと思います。ぜひこれには取り組んでいただきたいなと思います。

また、先生方の迎いで登校がやっとならざる、そういう小学生もいる中で、小手先の方法では根本的な解決ができないということは、長年の経過が示していると思います。子どもや家庭の状況に沿った継続的な支援、また、子どもたちの個性を活かし、勉強がよくわかる学校にするためにどうするのか、当面の計画及び長期の計画が必要だと思いますので、今まではナチュラルを増設したり、また中学校に、適応教室を4校に設置、それからこのたびは八街東小学校に適応教室を設置されました。本当に必死でやってこられたと思います。そういう中で、まだまだやらねばならないことは根本的な解決でございますので、これもまた質問いたしますけど。

まず、そういう中で今、本当に子どもさんたちがいろいろな状況にありまして、例えば授業に集中できない、逆に、頑張っ授業を聞こうと思っっている子どもさんたちの集中を妨げてしまう、そういうことも生まれてくる、そういう状況がありますが、そういう場合、やはり担任または個々の先生方だけではなく、特別な支援が必要になる場合があると思うんですけども、それについて、今までも各学校では時間があっている先生が対応するとか、あったのですが、私はそれだけじゃなくて、やはりきちんと、そのクラスが落ちつくまで一貫して対応する、そういう対策が必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

お答えいたします。

先ほども教育長の方から答弁いたしましたけれども、子どもたちへの多様な支援方法ということから、ケースに応じた適切な支援を実施するために、学期ごとに長欠担当者会議では管理職を交えまして協議して、具体的な解決策を相談しております。また、指導主事が授業参観、それから学校の生徒指導会議に参加するなどして、各学校の実態を直接把握するように努めております。

授業に集中できない子どもさんたちということでございますけれども、そういった課題につきましても、各学校が授業改善を図るよう、研修を進めまして、指導主事が訪問、そして指導するなど、魅力ある授業づくりに努めております。

また、特別な支援が必要な場合は、管理職と相談の上、支援員の配置それから県費負担、教職員の要望などを実施しております。

○京増藤江君

今、答弁されたように、やはり学校の中では今までも対応されている、問題が起きたときに、それを共有して、どうしようかということに対応されている。それは私は本当に、そうされていると思うんです。けれども、実際に例えば教室が落ちつかない、そうなったときには、本来ならば、なりそうなきにちゃんと対応できればいいのですが、なってしまったら、恐らく長期的な対応が、ある程度は長期的な対応が必要になると思いますので、やはり

早く県などに増員していただく、そういう方法が必要だと思っております。もう今、学校におられる先生方は手いっぱい、本当にあっふあっふされている、そういう状況だということを、地域の方、また保護者の方々からも聞いておりますので、新たな問題が起きたときに新たに対処するというのはなかなか難しい、そう思いますので、ぜひ増員をよろしく願いいたします。

それから、不登校の問題、また子どもたちの問題を早期に解決していくためには、今回、八街東小学校に適応教室を開設していただきましたけれども、やはり全ての小学校に必要なと思うんですけれども、その計画について、お伺いしたいと思います。

○教育次長（村山のり子君）

これにつきましても、先ほども答弁いたしましたけれども、平成28年度より不登校に対する早期対応の目的から八街東小学校に校内適応指導教室を開設したところであります。現在、5人の児童が利用しております、それぞれのペースに合わせた学習を現在は行っております。今後のことですが、小学校の実態から見た適応指導教室の成果と課題を精査するとともに、各学校の実態を把握しまして、必要に応じて要望してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

成果の精査ということを言われたのですけれども、そういうことも必要だと思うんですけど、やはり学校に行きづらい子たちが自分の居場所がある、そういうことは私は大事だと思いますので、教室に入りづらいお子さんたちがそこに行ける、そういう場所、そしてわざわざ先生が迎えに行かなくても、そこだったら行ける。私はそういう面でも、適応教室が小学校に必要なと思うんです。先生方が朝から迎えに行かなければならない、電話しなければなりません。本当に朝から、授業以外の、そういうことに神経を使わなければならない、そうなりますと先生方も余裕を持ってクラス全員の子どもたちに対応できない、そういうことも起きると思いますので。子どもたちの居場所、そこに行けるんだという点で、私は成果というのは1年や2年で出ない場合もありますから、喜んで行くようになった、そういうことではないと思うんです。今5人の子どもたちが来ていると、いいじゃないですか、すごく。可能性はもっとあると思います。ぜひ増設を、各小学校にお願いしたいと思います。

それから最後に、高齢者が安心して暮らせる街づくりなんですけれども、今、国は高齢者の生活をなかなか保障する方向ではない、介護制度もどんどん改悪しております。八街市でも総合事業に移行いたしましたけれども、今後のサービスの提供は、やはり専門家にさせていただく、ボランティア頼みではなく、市が責任を持って制度運営していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

介護保険法が改正され、全ての市町村において平成29年4月までに介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業が実施されることとなりました。総合事業とは、市町村が中心となり、地域の実情に応じてボランティアやNPO、地域住民など、多様な主体が参画

し、多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進するものでございます。これにより、これまで全国一律だったサービス種類、サービス内容、サービス単価等によるものではなく、市町村の実情に応じ、市町村の判断で地域資源を効果的に活用していくことが可能となります。

八街市におきましては、平成28年4月から総合事業を開始し、まずは、介護予防給付の介護予防訪問介護に相当する訪問型サービスと、介護予防給付の介護予防通所介護に相当する通所型サービスについて移行しましたが、これまでと同様のサービスが、同じサービス単価で利用することができます。

今後も、市の責任において、これらのサービスを提供していくとともに、八街市の実情に応じた、多様な主体による多様なサービスが提供できるよう、生活支援に携わる団体とも協議し、進めてまいりたいと考えております。

○京増藤江君

以上で質問を終わります。

○議長（加藤 弘君）

以上で日本共産党、京増藤江議員の個人質問を終了します。

会議中ですが、昼食のため休憩します。午後は1時10分から再開します。

(休憩 午後 0時05分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（加藤 弘君）

再開します。

報告いたします。

丸山わき子議員より、一般質問するにあたり、参考資料の配付依頼がありましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

○丸山わき子君

それでは、私は3点到りまして質問させていただきます。

まず最初に、非核平和都市宣言のまちとしての取り組みをとということで、2番目に成田空港の軍用利用ということで、通告させていただきましたけれども、軍用ではなくて軍事に直していただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

まず、非核平和都市宣言のまちとしての取り組みをとということで、これは主に市長に、その姿勢を伺うところでございます。

伊勢志摩サミットに出席したオバマ大統領が、広島爆心地に足を運び、核兵器なき世界を追求すると演説いたしました。しかし、この決意を活かすためには、核兵器廃絶の実現に向けて、具体的な行動へ進むことが強く求められていると思います。八街市は、先ほども皆様のお手元に配付いたしましたように、非核平和都市宣言をしております。その内容は、平

和憲法の精神にのっとり、非核三原則を将来とともに遵守し、あらゆる核兵器の廃絶を、全世界の恒久平和達成を目指す、この宣言をしたところであります。次代を担う子どもたちに平和をバトンタッチするために、その取り組みが求められていると思います。

そこで、まず平和事業についてであります。

私は平和首長会議、また非核宣言自治体協議会への市長の参加を求めるものでありますが、平和首長会議につきましては、昭和57年に設立以来、世界の都市と連帯して核廃絶と世界恒久平和の実現を訴えて、平成24年からは平和首長会議国内加盟都市会議が開かれております。加盟都市間の青少年の交流促進、また被爆核兵器のリスクに関する啓発などに取り組んでおり、国内の加盟自治体は91.7パーセントになっております。一方、非核宣言自治体協議会は、核兵器廃絶を求める内容の決議を行った自治体が連携して、戦争の惨状や平和のたつとさを伝える事業を実施するなど、核兵器廃絶と恒久平和の実現を広く呼びかけております。非核平和都市宣言のまちとして、平和首長会議、また非核宣言自治体協議会に積極的な参加を市長に求めるものでございますが、市長、この点についての答弁をいただきたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、昭和59年9月22日に11名の町議会議員からの発議を受けて、八街町は、平和憲法の精神にのっとり、非核三原則を将来とともに遵守し、あらゆる核兵器の廃絶を、全世界の恒久平和達成を目指すとする、非核平和都市宣言に関する決議がなされております。

世界で唯一の被爆国である我が国では、1945年8月、広島、長崎両市に原子爆弾が投下されて、一瞬にして廃墟と化し、数多くのたつと命が奪われ、その後も放射線による障がいや精神的な苦しみを残すこととなりました。このような原子爆弾による悲劇が繰り返されることのないよう、核兵器のない平和な世界の実現を目的として、同趣旨に賛同する世界各国の都市で構成している平和首長会議に、平成21年に本市も加盟し、さらに、平和首長会議の活動の活発化と、より連帯の強化を図るために導入されたメンバーシップ納付制度に八街市も賛同し、納付金を納めております。

また、第6回平和首長会議国内加盟都市会議総会が、平成28年11月7日、8日の両日、佐倉市で開催されますので、私も出席する予定でございます。なお、本市が独自に所有しております展示資料の原爆パネルを積極的に活用するなどして、引き続き、平和のたつとさを伝えてまいりたいと考えております。

今回のオバマ大統領の広島訪問が、核兵器のない世界への実現へ、大きな一歩を踏み出したものと理解しております。今後も、日本国憲法の基本理念である恒久の平和を目指し、本市の決議である非核平和都市宣言を踏まえながら、平和と発展に貢献していきたいと考えております。

○丸山わき子君

市長の確固とした信念を伺うことができました。ぜひ取り組みを強めていただきたいとい

うふうに思います。

本市の平和予算についてなんですけれども、昨年、平成27年度に、この間わずかに確保してきた平和予算を打ちきってしまったわけです。平成28年度は、今、市長が言われたように、平和首長会メンバーシップ負担金という形で平和予算を確保いたしました、2千円です。大変、平和予算確保についてはお粗末であるというふうには、私は言わざるを得ない。こうした平和都市宣言のまちとして、市長がこの程度の予算でいいのかどうか、その辺については市長はどんなふうにお考えか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

本市は平和首長会議に加盟しておりまして、さらに平和首長会議の活動が活発化と連帯意識の強化を図るために、平成27年度に導入されました、先ほども申し上げましたけど、メンバーシップ制度にも賛同しております。また本年11月、佐倉市で開催されます平和首長会議国内加盟都市会議総会に、先ほども申し上げましたけれども、私が出席し、加盟国間での意見交換を行ってまいります。私は戦争は二度と起こしてはならないことを常々申し上げておりますので、現在加盟している組織の中で、本市の決議である非核平和都市宣言を踏まえながら、平和と発展に貢献してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

やはり八街市が平和都市宣言しているという点では、この宣言に従い、発展させることが市長の責務であるというふうには思います。平和首長会議に参加し、交流する中で、それで終わらせてしまっただけではなく、それを八街市に持ち帰り、どう活かしていくのかが問われていくのではないかとこのように思います。貧弱だった非核平和推進事業に本腰を入れていただきたい。市長も言われていましたけれども、戦争の悲惨さや平和のとうとさ、これを市民、また次代を担う子どもたちにきちんと伝えていくために、そうした具体的な事業が求められるのではないかとこのように思いますが、その点については、市長はどんなふうにお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、市内の学校現場におきまして、社会、道徳等の授業を中心に、教育活動全体を通して平和教育を推進しております。小学校6年生の社会科で、平和を願う日本人としての態度を養い、また、中学校3年生の社会科での日本国憲法の学習を通して、平和主義についての学習を深めているところでございます。

また、毎年、原爆記念日を前に、広島、長崎の惨状を今に伝える、多くの原爆写真のパネルを展示しており、次第に風化していく原爆、戦争の記憶を今にとどめ、核の恐ろしさ、戦争の悲惨さを、戦争を知らない若い世代や、次の時代を担っていく児童・生徒をはじめとする多くの市民の皆様方に伝えるとともに、平和のたつとさを考える契機となればと考えております。

そして私は、常々申し上げておりますとおり、二度と戦争を起こしてはならないと考えて

おりますし、日本が戦後歩んできた平和主義国家としての道のりを誇りに思っているところでございます。

○丸山わき子君

市長が何よりも平和を希求している市長である、自治体長であるということは、大変心強い。市民の皆さんもそう思うと思います。

今、子どもたちへの教育に関しては、小学校6年生、中学校3年生で教育していますよということだったのですけれども、近隣市町村、四街道市、成田市、佐倉市、富里市。富里市は新たに始まる事業ですけれども、平和教育の一環として、生徒代表を広島あるいは長崎に派遣して、被爆地の見学や被爆者体験の講和を通じて核兵器の恐ろしさや平和のとうとさについて認識を深める、こういうことを実際に行っているわけです。実際に派遣された子どもたちは、報告紙を作って、行かなかった子どもたち、あるいは市民に対して情報発信して啓発する。こういう取り組みがきちんと行われております。これはもう長年行われているわけです。

あるいは、平和に関する行事の開催として、戦争体験者の話を聞く機会であるとか、映画会であるとか、コンサートであるとか、朗読会であるとか、本当に各自治体が一生懸命に平和事業に関しての取り組みを行っているわけです。この間、八街市は非核平和都市宣言はやりました、平和予算は少しつけました、で終わっていますけれども、先ほども言われましたけれども、オバマ大統領が来て演説したことは意義があると、市長は言われました。やはりこれを機会に、八街市もこうした平和事業に本腰を入れていただきたい。ぜひ市長、検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

協議会の加入の有無にかかわらず、核兵器廃絶や非核三原則を重視し、恒久平和を目指す意思はいささかも変更するものではありませんので、現在加入しております平和首長会議の中で、平和と発展に貢献してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

それは全国的な首長の集まりの中での確認の場所であるというふうに思います。それを各自治体に持ち帰って、どう具体化するか、これが問われているのではないかと思うんです。八街市は大変その点が弱い、貧弱であるというふうに、私は先ほどから指摘しておりますけれども、ぜひ子どもたちに実際に平和のとうとさを知ってもらうには、現地に行くのが一番の教育なんですね。ですから、周辺自治体もこうして子どもたちを派遣しているわけなんです。ぜひそういった経験を子どもたちにもさせていただきたい。これは当然、予算が絡む問題でありまして、八街市は財政が厳しいからということで、こういった問題は次々と後回しにされてしまいますが、しかし、平和でなければ市民の安全は守れません。そういう意味で、平和をしっかりと身に付けていただくため、市民あるいは子どもたちに、平和という意識付けのために、予算を惜しむことなく、きっちりつけていただきたい。このことを求めるものであります。

次に、成田空港の軍事利用についてであります。

今年3月29日に、国民の反対を押しきって、安全保障関連法が施行となりました。このことによって、成田、羽田、また関空など、主要空港をはじめ、国内の空港95港の空港が軍事利用できるようになりました。成田空港の軍事利用につきましては、日米安保条約、あるいは地位協定の存在にかかわらず、絶対にしないんだという約束が、昭和47年に地域住民と当時の運輸大臣、千葉県知事、新東京国際空港公団総裁との間で取極書が交わされています。

成田空港の軍事利用について、市長の見解を伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

成田空港の軍事利用については、成田空港開港時に当時の市民団体、運輸相、千葉県知事、空港公団の4者で、その利用を認めない旨、取極書を交わしたと聞いております。県では、現状においても、取極書で交わした内容のとおり、基本的立場は変わらないとのことでありますし、私も、この取極書は尊重されるべきものであると考えております。

ちなみに、取極書の一部をご紹介します。

約定事項。1つ。新東京国際空港は純然たる民間空港であり、安保条約及びこれに基づく地位協定の存在にもかかわらず、これを軍事的に利用することは絶対に認めない。その意味においてマックのチャーター機の離着陸も認めない。なお、現在、羽田空港に行われているマックのチャーター機の離着陸も極力止めさせるよう努力する云々の取極書を、昭和47年、先ほど丸山議員が申し上げておりましたとおり、4月15日、運輸大臣、当時の丹羽喬四郎さん、千葉県副知事の川上紀一、新東京国際空港公団の今井、そして奉賛会会長の佐藤行通氏の中で取極書が交わされております。

○丸山わき子君

市長は尊重していくという答弁でございますけれども、昨年の安保法制特別委員会の審議の中で、イラクの復興支援名目で成田空港を使って武器、弾薬を輸送していた、この事実を中谷防衛相が明らかにしたわけですね。空港が常時、軍事利用されるようになれば、空港はもちろんのこと、周辺地域は報復攻撃やテロ攻撃の危険が増大する。当然、八街は少々離れているといっても、空から見れば一点ですから、市民に危険が及ぶことを考えなければならぬというふうに思います。

4者が交わした取極書は、千葉県も、今、市長が言われたように含まれておまして、成田空港を軍事利用させない責任が千葉県にもあろうかと思えます。私はそういう点では、県に対し、市民の安全を守る立場から、国に取極書を守れという、そういった意見を言うべきではないかというふうに思いますが、市長、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

先ほども申し上げまして、恐縮でございますけれども、私は二度と戦争を起こしてはならないと考えておりますし、日本が戦後歩んできた平和主義国家としての道のりを誇りに思っ

ているところがございます。しかし、国の安全保障に関連することは、政府、国の責任で対処すべき問題であり、一自治体の首長が国に対し要求することはなじまないものと考えます。

○丸山わき子君

国の問題は、なじまないという答弁でございますが、しかし、市民の暮らしや安全、平和を守るのは、市長でございます。その立場から、なじまないのではなくて、暮らしを守れ、その意見は言うべきであるというふうに思います。

国の方と、取極書の中では軍事利用しないんだといいながら、イラク戦争のときには、もうされていた、成田空港は5回利用されていたというわけですね。これは全く市民、地域周辺自治体も知らないうちに利用されていた。とんでもないことだと思います。いつの間にか、平和であってほしいという市民の願いとは全く逆の方向にどんどん進んでいるというのが実態です。

ぜひ、声を上げることができるのは、その立場にある市長であるというふうに思います。国になじまないのではなく、市民の暮らし、平和、安全を守る立場から、ぜひともこれは市長が断固とした意見を上げていくべきであるというふうに思います。市長、もう一度その辺について、どのようにお考えでしょう。

○市長（北村新司君）

先ほど申し上げましたとおり、県では現状においても取極書を交わした内容のとおり、基本的立場は変わらないということでありまして、私は先ほども申し上げ、何回も恐縮でございますけれども、二度と戦争を起こしてはならないと考えておりますし、日本が戦後歩んできた平和主義国家としての道のりを誇りに思っております。

○丸山わき子君

平和憲法をしっかりと守っていくという姿勢はよくわかります。しかし、実際には成田空港という現場では軍事物資、弾薬が運ばれるという事態があるわけです。取極書の内容には、市長、よく見ていただきますとわかりますけれども、空港を軍事的利用することは絶対に認めないということで、疑義が生じたときは協議する、こういうこともうたっているわけです。私は、千葉県も協議に参加しているわけですから、ぜひ県に対しても、協議してほしい、市民の不安をなくしてほしい、これぐらいは言ってもいいのではないかと思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

先ほども申し上げて大変恐縮でございますけれども、取極書を私もしっかり拝読いたしました。そうしたことを踏まえた中で、改めまして、私は二度と戦争を起こしてはならないと考えておりますし、日本が戦後歩んできた平和主義国家としての道のりを本当に心から誇りに思っております。

○丸山わき子君

市長自身が平和を誇りに思っているということであれば、こういった取極書を違えた内容のことが現実には起こっているわけですから、ぜひそういう点でも市長の立場をもっと明確

にし、県、国に対して市民の不安をなくす、そういった取り組みをしていただきたい。このことを申し上げたいと思います。

時間がございませんので、2番目の公共施設の整備について、伺うものでございます。

まず、この質問に入る前に、さきの熊本地方の地震で犠牲となられた皆様のご冥福をお祈り申し上げます。また、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。国に対しては、強力な支援で、一日も早い復興を求めるものであります。

そこで、市役所庁舎は、震災発生時は情報拠点、あるいは応急復旧活動の中核拠点として大きな役割を果たす施設ですけれども、5年前の東日本大震災、また今回の熊本地震の教訓を活かした取り組みをやっていていただきたいということで質問するわけですが、

本市の第2庁舎につきましては、せんだって答弁いただいたところではありますが、改めて質問いたします。昭和37年建築で、50年を超える施設でございます。過去の耐震診断結果で、一部補強工事が必要である、このように指摘を受けております。この間、次期総合計画に搭載事業として位置付けるとしてきましたが、その対策は後回しとなっております。早急な対応を求めるわけですが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

第2庁舎の安全性につきましては、個人質問5、山口孝弘議員に答弁したとおり、平成12年度に耐震診断を行い、一部耐震基準を満たしていないとの判定結果が出ております。また、竣工から53年が経過しており、老朽化も進んでいることから、耐震補強工事を行わずに、第2庁舎の全ての課等を既存の庁舎等に移動した後、解体する方向で計画したいと考えております。

○丸山わき子君

せんだっての答弁を伺ってもしましたら、全て、第2庁舎にある課を移動させた後、プロジェクトチームを立ち上げて検討するんだという答弁でございました。移動させるのにどのぐらいの期間がかかるのか、また危険な庁舎を解体するのに、いつまでに解体しようとしているのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

第2庁舎にあります課等の移動につきましては、先般もご答弁申し上げたところですが、遅くとも来年度末までには全て完了と。できるだけ早く実施したいと考えております。解体につきましても、移動が完了しましたら、なるべく早い時期に予算措置して、解体を実施したいと考えております。

○丸山わき子君

解体が終わって、新庁舎建設は一体いつやるのか。その辺はどうでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

これにつきましても、極力早い段階で全体の計画というのは作っておかなければならないと思います、後戻りできないことですので。先般お答えいたしましたように、ある程度、解

体のめどが立った時点で、少なくともプロジェクトチームを立ち上げて、今後の方向性について検討してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

解体のめどが立つといっても、これから2年も先の話になってしまうわけでしょう。私は、各課がこちらに全部移動すれば、かなり手狭な状況になり、非効率的な仕事場になっていくと思うんです、狭くて。そういう点では、もう現時点で、いつ庁舎建設はやるんだと、そこから始まって逆算して退去するというやり方で進めないと、お金がないからということで、また後回し、後回しになっていく。この間も庁舎の改修に関しては、計画しては、しぼんでしまい、計画しては、しぼんでしまう。

先ほど申し上げましたけれども、次期総合計画に搭載は全然されていませんよね。もう危険な庁舎であるということはわかっていますし、建て替えなければならないということもわかっているわけですから、即こういう庁舎が必要なんだ、いつまでには作るんだと、逆算的に計画を作るべきじゃないかと思うんですが、なぜもっと先でなければならないのですか。解体した後にプロジェクトチームをと。私はそんなのんきなことを言っていられないのではないかというふうに思いますが、なぜそんなに先に持っていかなければならないのか、お伺いいたします。

○総務部長（武井義行君）

先送りする気は毛頭ございませんけれども、危険な建物を取り壊すのをまず第一に考えて、こういった形で申し上げているわけなんですけれども、議員がおっしゃられましたように、計画を一日も早く立てた中で、その計画に沿った中で進めていくことが大切だと思いますので、なるべく早期にそういったプロジェクトチームを立ち上げるようにしたいと思います。

○丸山わき子君

私は、各課が移動すると同時に新しい庁舎計画をどんどん進めていっていただきたい。このように思います。

次に、市営住宅についてです。

公営住宅は、公営住宅法に定められた、住宅に困窮する低額所得者に対する低廉な家賃の住宅供給、こういう役割があります。しかし、老朽化した住宅は募集停止、あるいはいまだ住まいとして提供しております。安全性あるいは快適な環境整備からほど遠く、まさに放置状態といっても過言ではございません。住まいは人権、この立場から、住宅政策を求めて、私は質問いたします。

まず、安全管理についてであります。

最も古い住宅は、実住団地で建設から61年、それから榎戸は59年、富士見58年、笹引団地は52年、交進住宅は49年、朝陽住宅は45年と経過して、老朽化が大変著しい状況となっております。住宅の安全管理をどのようにされているのか、また募集停止となった住宅の撤去計画を伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市で管理している市営住宅は8団地あり、このうち耐用年限を経過している住宅については、公募停止をするなどの措置を講じております。入居者がいる住宅については、老朽化が進んでいることから、安全性を考慮した修繕をしつつ、順次、解体撤去の方向で安全管理に努めているところでございます。

なお、棟続きの住宅で入居者がおり、解体できない棟につきましては、ドアや窓等を板で塞ぐなど、侵入防止の対策を行っております。ご質問の住宅の撤去につきましては、これまでも富士見団地、実住団地、笹引団地など、空き家について解体撤去しており、本議会においても、交進住宅の撤去費を補正予算として計上させていただいております。

今後も、撤去可能な住宅は、安全確保のためにも、順次、撤去してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

老朽化した住宅の安全管理というのは限界ですよ。限界だと思います。募集停止となった住宅、ここには129世帯がまだ居住しているわけです。安全ではないから募集停止しているわけなので、そういう意味では安全な住宅提供のための再建計画を、ぜひ早急に持つべきではないかというふうに思いますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

今後の公営住宅施策といたしましては、厳しい財政状況下において、老朽化した市営住宅の効率的かつ円滑な管理を行うとともに、さまざまなコストの縮減を図ることが必要であることから、計画的な修繕による適正な管理が必要であると考えております。

今後も継続して管理する九十九路、長谷団地については、建設後、九十九路団地は40年、長谷団地は30年を経過しているところでございますが、ガス管や給排水設備などについて、詳細な点検や修繕がなされていないのが現状です。このようなことから、現状把握のための総点検をし、計画的な修繕計画により、住宅の長寿命化を図ってまいりたいと考えております。

また、ご質問の高齢化に対応した住宅施策でございますが、急速に進む高齢化社会において、高齢者向けの住宅施策は大変重要な課題であると受け止めております。現在は、既存住宅の可能なバリアフリーへの改修で対応しているところでございますが、高齢化に対応した住宅施策につきましては、さまざまな観点からの研究が必要であると考えております。

○丸山わき子君

担当課にお伺いいたしますけれども、129世帯がそれぞれ、交進とか朝陽とか笹引とかに居住しているわけですが、この方々のうち65歳以上の方、また単身世帯、高齢者世帯はどのくらいあるのか、把握されていますでしょうか。

○建設部長（河野政弘君）

現時点での数字ではございませんけれども、傾向は同じかと思っておりますので、参考までに、

平成26年度10月現在の調査の時点でございますけれども、高齢者ということでございますが、60歳以上の方の割合が28.4パーセントでした。それから70歳代の方が26.5パーセントでございます。80代の方が8.8パーセント、90代の方が1.2パーセント、この時点では入居されていたというような状況でございました。

それから、同じ時点でございますけれども、単身世帯ということでありますが、単身世帯の方が、全部の数ですので、やり方がちょっと違いますけれども、傾向は同じだと思いますので、134世帯で40.9パーセントの方が単身という数字が出ております。

○丸山わき子君

今の数字でも明らかなように、約65パーセントから7割、70パーセントぐらいが高齢者住宅で占められているのです。単身者は約4割ということで、いかに今の市営住宅が高齢者向けの住宅を必要としているか、このことがわかるかというふうに思います。

この間、住宅政策としては、長谷団地や九十九路団地への入居を進めるんだ、これを改修して、長谷団地、九十九路へ入っていただくんだということを言われておりましたけれども、今の取り壊し対象の住宅に入っている方が129世帯もあって、九十九路も、それから長谷団地も入っていただくわけにはいかない。また、ここを幾らバリアフリー化するといっても大工事になるわけです。ですから、やはり住宅施策としては、高齢者向けの、高齢者が安心して暮らせる住宅を作っていくことが今は求められているのではないかというふうに思います。

平成19年度に住宅セーフティネット法が制定されております。ここでは、居住者の高齢者が進んでおり、高齢者に向けた、こういうニーズに合わせた住宅を作りなさいということを行っているわけです。八街市は、そういう点では本当に住宅政策が大変お粗末な状況であります。市長も、高齢者を大切にするんだというのが選挙の公約でございます。ぜひそういう意味でも、高齢者が大切にされる、そういう市営住宅をぜひ作っていただきたいというふうに思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

先ほど申し上げたところでございますけれども、まずは各市営住宅の現状把握のための総点検をしっかりと行って、計画的に修繕計画を行いまして、各市営住宅の長寿命化を図ってまいりたいと考えております。そして、大変恐縮でございますけれども、高齢化に対応した住宅施策につきましては、さまざまな観点からの研究が必要であると考えております。

○丸山わき子君

長谷、九十九路団地の安全対策というのは、今後また長期間にわたって活用していくという計画はよくわかりますけれども、先ほど申し上げました榎戸であるとか交進だとか朝陽だとか、本当に耐用年数が過ぎた、こういった危険な住宅に関してはどうしようもできないわけです。もう撤去するしかない、そういう住宅だと思います。こういう住宅に対してどうするのか、どういう計画を作っていくのか、このことが今、本当に求められていると思います。

以前は、こういった住宅に対してマスタープランというのがありまして、新たに住宅を作

っていきますよという計画がございました。残念ながら、富士見団地、あそこの住民の皆さんに、建て替えますから移ってくださいと、長谷、九十九路への移動をお願いした、転居をお願いしたと思います。あれも中途半端なまま終わってしまっているわけです。あそこに本当にきちんと今、住宅ができていれば、こんな苦労はしなかったと思います。大変に危険な今の市営住宅の状況です。大きな地震が来たら本当に潰れちゃう、こんな状況です。

それから、不法に入らないようにということでベニヤ板を打っていますけれども、ライターで火をつけたら燃え上がってしまうような状況です。こんな危険な状況をいつまでも放置しておくわけにはいかないというふうに思います。ぜひ、住宅の再生マスタープランを作ってください、市民の皆さんが安心して暮らせる、そんな街づくりの一步にしていきたいと思います。

次に、学校施設について、お伺いいたします。

学校の方も、エアコンは平成28年度に計画、平成29年度から実施していくんだ、設置していくんだという計画がございしますが、トイレの改修もまだまだ、小学校は47パーセント中学校は38パーセントということで、トイレの改修を早くしてほしい、こういった声が上がっております。そして、プールの老朽化という点もございします。また、各学校の校舎も痛み始めているというような状況で、本当に多くの施設整備を次々と、毎年のようにやっていかなければならない状況があるかというふうに思います。

そこで、教育施設に関わる全体の施設整備計画、これをきちんと示して行くことが必要ではないかというふうに思いますが、その点はいかがでしょう。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

現在、避難所となる屋内運動場のつり天井等の非構造部材の耐震改修工事を、危険度が高いことから、最優先に実施しているところであります。

そのほかの施設整備としては、空調設備の設置による教育環境の向上、トイレ改修による便器の洋式化や悪臭の改善、老朽化したプール施設や中央中学校の屋内運動道場などの改修がありますが、これらの整備計画も児童・生徒の安全安心を最優先として、財政状況も考慮しながら学校の施設整備計画を策定し、今後の学校施設の改修工事を実施してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

ぜひ、整備計画を早急に立てていただいて、作っていただいて、実施していただきたいというふうに思います。

そこで生活するのは子どもですから、子どもに我慢をさせるということほど本当にひどい話はないと思います。例えば二州小学校の沖分校では洋式トイレが1つしかなく、低学年の子どもがおもらしをしてしまう、何とかしてほしい。この声を学校に上げているわけです。しかし、学校では、教育委員会に言っても話を聞いてくれないからということで、学校止まりになってしまっている。こんなことがあるわけです。

子どもたちに悲しい思いをさせてはならない、施設の不備のために。私はそういう意味では、本当に小学校低学年向けに、洋式トイレは早急に設置してかなければいけないのではないかとこのように思います。少し大きくなれば、少し我慢できるでしょうけれども、小学校に入りたての本当に小さな子どもたちは我慢ができない。和式トイレに入るという習慣がないですから。そういう点では、低学年の子どもたちにとって、施設が不備であるということは、お家まで我慢しなければならないという、そういう話も聞いております。健康的にも、こういった施設が不備なために子どもたちに我慢させるなんということは絶対にあってはならないわけで、洋式トイレ化につきましては、もっともっと手前に持ってきて、早期に実施していただきたいというふうに思いますが、その辺についての実態把握と今後の取り組みについて、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

先ほど教育長答弁にもございましたとおり、現在は危険度が高い屋内運動場のつり天井の非構造部材耐震改修工事を実施しております。そのほかの施設整備につきましても、危険度、必要度等により順次実施していけるように施設整備計画を作成していくこととなります。

しかしながら、緊急性のあるもの、必要度の高いものにつきましては、随時検討してまいりたいと思います。その中で、ただいまご指摘がございました沖分校のトイレでございますけれども、現場は既に確認しております、状況は把握しておりますので、前向きに検討させていただきたいと思います。

○丸山わき子君

ぜひよろしくお願いたします。

それでは、時間がございませんので、道路問題に入りたいというふうに思います。

生活道路の安全確保についてであります、2点。

1点は、市道204号線、これは西林の17町歩線とよく言われている道路でございます。県道神門線から榎戸方面に向かって約200メートル、路盤が大変弱くて、本当にすぐ道路が破損してしまう。そして亀裂が入って、ひどい状況になってしまうわけですね。一昔前は本当に大きな窪地で、水がたまってしまいうような道路でしたが、それをかさ上げしてかなり道路整備したところですが、いまだにやはり弱いということで、地元の皆様も何であんなにぼこぼこになってしまうんだということで、大変心配しております。早期改修を求めるところであります、この辺についての計画はどのようになっているのか、お伺いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ご質問の路線につきましては、県道神門・八街線と主要地方道成東・酒々井線の抜け道として利用され、交通量もあることから、道路の老朽化にあわせ、路面に亀裂等の箇所があることは把握しております。現在、市の財政状況を勘案した中で、市内の道路整備を国の交付金を活用して進めておりますので、今後は、この路線を含めて、緊急性を配慮し、路面状況

の悪い箇所の早急な対応ができるように検討してまいりたいと考えております。また、現地パトロールを実施しておりますので、小さな破損箇所につきましては補修作業を行い、安全確保に努めてまいります。

○丸山わき子君

ぜひ早期実施をお願いしたいというふうに思います。

あと、いま一つは、市道五区1号線についてであります。

県道酒々井線から小麦館というパン屋さんの十字路を西林方面に入る道路でございます。あの道路につきましては、利用する車輛が増えております。途中にカーブがありまして大変に狭くなっていたり、それから古民家から入るところも大変狭くて、出会い頭的な、そういう事故も、接触事故があるように聞いております。そういう点で安全対策等、拡幅を求めるわけですが、その点についてはどのように検討されているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ご質問の箇所は、県道との交差点であり、変形の交差点となっていることから、県道から右左折する際に信号待ちの停止車輛がある場合、通過幅が狭くなり、曲がりにくいことは把握しております。しかし、交差点部分の道路整備につきましては、予算確保や関係機関との協議、隣接地権者の協力等が必要不可欠となることから、早急な対応は難しいものと考えております。なお、五区1号線につきましては、平成28年度に、急カーブ部分の用地を、一部、国から取得し、平成29年度に工事を計画しているところでございます。

○丸山わき子君

5号線の入り口のところなんですけれども、停止線があるのですが、その停止線がグッと前にあって、県道から入るときに大変接触しやすいような状況になっています。停止線をちょっとバックさせることで安全がもう少し確保できるのではないかというふうに思いますが、現地把握されている担当課の方は、どんなふうにお考えでしょうか。

○建設部長（河野政弘君）

現地を見ましたところ、ご指摘のとおりでございますが、停止線の位置につきましては印旛土木事務所、また佐倉警察署を通じまして、県公安委員会をお願いしてまいりたいというふうに思っております。

○丸山わき子君

本当に通過車両が増えた道路だと思います。ぜひ安全対策に向けて、一刻も早く手を打っていただきたい、このように思いますので、よろしくお伺いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（加藤 弘君）

会議中でありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 2時00分)

(再開 午後 2時10分)

○議長（加藤 弘君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、やちまた21、林政男議員の個人質問を許します。

○林 政男君

やちまた21の林でございます。本日の最後の質問者でございます。時間をできるだけ頑張って縮めたいと思います。

質問に入る前に、去る6日に保護された北海道の少年ですけれども、お父さんが、何遍も、辛い思いをさせてごめんなと謝ったら、その子どもさんが、お父さんは優しいから許してあげると言ったということで、大変、何かほほえましく、また、すごく感動させられた話がありました。

それから、もう一つ、質問に入る前に、先ほど丸山議員の答弁の中で、次長から、沖分校の洋式化について前向きに検討するという言質をいただきまして、大変ありがとうございます。かねてから教育長にもお願いしていたのですけれども、なかなか予算の関係でというふうにご答弁をいただいていたのですが、前向きに検討していただけるという言質をいただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

質問の第1は、人口減少問題対策であります。

最近、全国の自治体が競って人口減少対策に乗り出しました。日本創成会議が指摘した消滅可能性として挙げられた自治体は、特にその感があります。東京都内で唯一、消滅可能性を言及された豊島区では緊急の幹部会が開催され、その対応策について協議いたしました。

八街市でも、消滅可能性が60パーセントを超え、確実に大幅な人口減少は進むとされました。本市でも副市長をトップとする人口問題対策協議会を作り、その対応にあたっておられます。一口に人口減少問題の対応策は語れませんが、若者世代の人口流出が1つの鍵と思われれます。

先般、行政視察でお伺いいたしました那須塩原市では、庁内にプロジェクトチームを立ち上げ、若者層をターゲットに絞り、あの手この手の作戦を展開しております。自分たちでキャッチコピーを作り、プロモーションビデオを自主制作し、経費面でもかなり考慮しております。その甲斐もあって、那須塩原市の人口は、ほぼ横ばいで推移しております。

一方、静岡県沼津市では、やはり人口減少問題対策にあたられていて、その1つが高校生までの医療費の無料化です。1回500円の自己負担をし、残りは市が全額負担するとのことでした。

そのような観点から県内自治体を調査すると、お隣の山武市が既に高校生までの医療費無料化を実現しております。人口減少問題の1つのキーワードは、いかに若年層、子どもを抱える世代の取り込みを図れるかとなっています。今、銚子市と茨城県の神栖市がその一例となっております。山武市と八街市が、その例にならないとは限りません。市の対策が求めら

れますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市における子ども医療費の助成につきましては、子どもの保健対策の充実と、子育て家庭への経済的負担の軽減を図るため、平成24年12月から入院、通院ともに中学校3年生までを対象に実施しております。

子ども医療費助成制度は千葉県の制度として実施しており、通院は小学校3年生まで、入院は中学校3年生までを助成対象としております。高校生までの医療費無料化を行っている千葉県内の市は3団体ございまして、私も今後の検討課題として捉えておりますが、まずは市町村間の均衡を図るためにも、市長会を通して県や国へ要望している中学生までの通院医療費の助成制度拡大を実現させたいと考えています。

○林 政男君

確かに今、市長がおっしゃられるように、千葉県が小学校3年生までやっているのですけれども、これを6年生まで拡大すると25億円以上かかるというふうに言われております。県の方でもわかっているのですけれども、なかなか踏みきりません。しかしながら今、市長がおっしゃられたように、3団体がもう既に医療費無料化を実施しております。今、どこかの市がやったから、うちもやるのではなくて、ある程度フロンティア的に、トップランナーでいかないと、なかなか注目を集められないし、また住民の確保も大変かと思えます。

お聞きしましたら、大体1学年平均2千万円、2億4千万円近くの出費を今、中学校3年生までの医療費関係で出ているというふうにお聞きしています。そういうふうにと考えると、単純に計算すると、あと6千万円、高校生でかかるわけですけれども。現実問題として、いろんな施策はあると思うんですけれども、若い人を抱えている世代を、保育園からずっと大事なんですけれども、その辺まで含めて、八街市に行ったらこういう施策が受けられるという広がり方がやっぱり、お子様を持つ世代にとっては非常に重要かと思うんですけれども。

今後の検討課題だと思うんですけれども、その辺は、八街市として近々にやるのか、あるいはあくまでも県の様子を見ながらやるのか、その辺はいかがでしょうか。

○市民部長（山本雅章君）

高校生の医療費無償化ですけれども、先ほど市長の方から3市で実施しているという答弁を申し上げましたが、山武市、香取市、いすみ市といったところが既に高校生無償化を実施しております。

これにつきましては、今後の研究課題というふうに私どもは捉えておりまして、まず現状の問題としまして、現状の中学校3年生までの医療費助成につきましては、印旛管内、ほぼ県内の市町村が足並みをそろえて、入院、通院ともに助成対象としているところですが、県では通院が小学校3年生まで、入院だけ中学校3年生までというふうに、若干、県補助のあり方も見直しをしてくださというふうに、私どもは要望を上げているところです。これが果たして県レベルの政策なのかといいますと、人口減少、少子高齢化とか、そういったこと

を考え合わせますと、やはり国でもきちんと責任を持つべきではないかということで、全国市長会を通じまして国の方にも、現行制度に対する補助制度を早急に実現してくださいということを申し上げておりますので、まず私ども事務方としましては、現状制度の財源を確保するというを第一に考えておりまして、高校生の無償化につきましては、その後の研究課題というふうに、現時点では捉えております。

○林 政男君

そのとおりですけれども、実際に銚子市は今、人口減少で悩んでいるのですけれども、若者世代が、ほとんどお隣の神栖市の方に転居されたのです。それはなぜかということ、やはり子育ての経費が全然違うというんですね、銚子市と神栖市では。もう2、30万円ぐらい、さらに違ってしまうということです。銚子市の若年家庭さんが神栖市の方に引っ越しされているというふうに聞いておりますので、八街市においても、山武市さんとか、そういうところがあれば、そちらの方に引っ越しそかなという方もいらっしゃるかもしれませんから、ぜひその辺はご検討をお願いしたいと思います。

次に、地域再生法について、お伺いいたします。

八街市の農業も時代の波に飲まれ、近年は農業戸数、農業従事者数、耕地面積等が著しく減少しております。市では、基幹産業を農業としておりますが、農業粗生産額は年々低下しています。地域経済の活性化は何より市の財政にも直接に響きます。市内の商店には、その年の農家の売り上げが大きく作用すると言われております。例えばスイカなどが高値で取引された年は、大型トラクターなどの高額商品が売れると言われております。また、購買意欲が高まるとも言われております。

平成14年から始まった構造改革特別区域法は、さまざまなジャンルを網羅しております。教育から消防の問題、あるいは福祉の分野まで包含しております。また、本市と密接に関係しております農業の分野も含まれております。

現在、国を挙げて攻めの農業を推し進めています。平成26年4月8日、農業改革の基本的な視点について、規制改革会議、農業ワーキング・グループが結成され、9つの論点について協議を打ち出しました。

1つ、我が国の農業をめぐる環境は極めて深刻であり、魅力ある農業、農業の成長産業化に資する農業改革は待ったなしの課題である。

2番目、現状より未来、今日より明日に目を向ける。

3、農業全体性の維持、向上させるための農地を農地として活用できない状態で将来に渡さない。

4、土壌から食卓まで、現場から世界までのサプライチェーンに存在する付加価値を最大限、現場に取り込みつつ、コストを見える化し、農業者の所得向上につなげる。

5、多様な主体の新規参入を取り込み、大先輩と若者、地域と地域外参入者と農外企業といった多様なコラボレーションを実現させ、経営革新と技術革新を目指す。

6、全国一律ではなく、ONE to ONEブランド化、各農業者の特性を活かし、付加価

値モデル、ローコスト追求モデル等、多様な経営手法の許容。

7、制度、政策、組織が農業者の創意工夫を制約しない、標準化された簡素な手続、中立的なレフェリー。

8番目、組織の中核メンバーの多様化（女性の参画を含む）及び役割、組織の最適化、並びに各事業活性化、健全化を図る。

9、環境保全や安全保障のための施策は、農業の成長性、生産性の向上を目指した施策とは峻別して議論する。

であります。

また、平成28年5月24日に開かれた規制改革会議でも、攻めの農林水産業が提唱されました。それによると、地域で頑張る農業者の所得を増やし、若者が将来に夢や希望を持って、強くて豊かな農業を実現しなければならないとしております。

そこで、お尋ねします。特別区認定を目指し、農業の活性化を図るべきであると思いますが、いかがでしょうか。まず、特別区認定を目指して頑張っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

持続可能な地域再生を促進するための法律、いわゆる地域再生法は、地方自治体が行う自主的かつ自立的な取り組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出、その他、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進していくため、所用の措置を講じ、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的に、制定されたものでございます。この地域再生法に基づき、地域再生計画を作成し、認定を受けた市町村は、地域再生拠点の形成並びに農地等の保全及び農業上の効率的な利用を図るための地域再生土地利用計画を作成することができるとされており、計画地域では効率的、総合的な土地利用を図る際、農地転用等の許可の特例が受けられることとなります。また、農地等を保全すべき区域では、農地の保全等が行われぬおそれがある場合は、計画に即した保全等を行うよう勧告することができるとされております。

このことから、無秩序な開発等が抑止できるほか、農産物直売所や6次産業化に向けた加工場など、農業関係施設の立地誘導に有利に働くことから、農業の活性化が図られるものと考えられますので、地域再生土地利用計画を作成する前段である地域再生計画について、先進事例を参考に、調査、研究してまいりたいと考えております。

○林 政男君

ありがとうございます。

八街市は、私どもが視察へ行くとき、私どもの市の基幹産業は農業ですというふうに述べているわけです。ところが近年、農業人口がどんどん減少しております。昭和20年以降、約4千ヘクタールあった耕地面積が、今は2千500ヘクタールを割っていると言われております。

ここに八街市が出しているデータがありますけれども、市の方で八街市の農業粗生産額ほどのぐらいで推移しているか、把握されておりますか。

○経済環境部長（江澤利典君）

議員がおっしゃる基幹産業、年商の推移ということだと思いますけれども、本市の農業産出額ということで答弁させていただきます。市町村別の東京市場、平成18年までしか資料がございません。平成18年で本市の農業産出額は146億円となっております。また、千葉県全体では約4千億円となっておりまして、八街市の比率は3.6パーセントということで、県内7位ということになっております。その後、数値は公表されておられません、千葉県全体で平成26年度の産出額につきましては4千151億円というふうになっておりまして、微増している状況でございます。本市におきましても、平成18年度に146億円ということがありますので、その周辺で推移しているのではないかと考えております。

○林 政男君

今、耕作放棄地の協議会を立ち上げたり、とにかく遊休農地が約300町歩あるんですね。そのうち、今すぐ加工というか、すぐ再生すればできるのが約100ヘクタールあると思うんですけれども、農業委員会としては、今は全体の面積をどのように把握されてますか。耕作面積と、放棄地。私の数字に間違いはないでしょうか。調べておいてください。

今、八街市にグリーンやちまたというのがありますけれども、これを利用されている方が、認定農家も含めて、約600戸。違っていたら指摘してください。600何戸だと思います。八街市全体の中でグリーンやちまたを使用しているというか、利用されている方が600何戸、全体では1千戸近くありますけれども。スイカも、かつては100何十町歩の生産を誇っていたのですけれども、今は多分80町歩近くだと思うんですけれども。

この辺の数字について、まず耕作放棄地、あるいは遊休農地について、数字をお聞かせください。

○農業委員会事務局長（川崎義之君）

お答えいたします。

平成27年度末でございますけれども、257ヘクタールが再生利用可能な農地となっております。

○林 政男君

257ヘクタールは全体の遊休農地とか耕作放棄地で、今すぐ畑として可能な面積は、こんなにならないのではないですか。

○農業委員会事務局長（川崎義之君）

今すぐと申されると、今この場でお答えすることはできません。というのは、半年、ひと月たてば草が出てしまうような状態でございますので、この場ではちょっとお答えできません。

○林 政男君

私の認識では、例えばトラクターとか、そういうのを持ち出して、すぐ耕せる畑は何とか

再生できるのではないかと思いますけれども、バックホーとか、木が茂ってしまったら、田んぼなんかはそういうのが多いのですけれども、そういう数字については農業委員会として把握されておりますか。

○農業委員会事務局長（川崎義之君）

私どもで把握しておりますのは、先ほど申し上げました257ヘクタールのみでございます。

○林 政男君

確か前に農業委員会でお尋ねしたときは、そういう区分けをされていたと思うんですけれども、いずれにしても300ヘクタール近くの遊休農地、耕作放棄地が誕生しているわけです。基幹産業が農業ということで、これだけの、何というか、土地が出てしまうということは大変に残念なことだと思います。

そこで、2番目にお聞きしたいのですけれども、先ほど市長から答弁がありましたように、特別区認定を受けると農地転用についてのいろんな便宜が図れる、あるいは6次産業についても前向きに進めていける。あるいはグリーンツーリズム、これはちょっとインバウンドに関係しますけれども、グリーンツーリズムについても前向きに対応できるのではないかと思います。

2番目の特別区認定を受け、現在の農地法、農業振興法、土地改良法などの弾力的運用を図るべきと考えるが、いかがか。これについて、答弁をお願いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

農地転用等の許可に関する特例に関しましては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、地域再生法に基づく地域再生計画を作成し、認定を受けた上で地域再生土地利用計画を作成する必要がございますので、今後、先進事例を参考に調査、研究してまいりたいと考えております。なお、農地転用や農振地域の除外にあたりましては、それぞれの法律に基づきまして審査等を行っているところでございますが、市としてできる範囲の中で、土地所有者等の意向を十分に考慮しながら、事務にあたっているところでございます。

○林 政男君

ぜひそのような方向で頑張ってくださいと思います。これは1番目で取り上げました人口減少問題とも関わり合いがあると思います。やはり地域活性化は定住人口の増加にもつながると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

いろいろな施策を拝見していると、近隣市町村の動きを見ても、農業関係で一番、要望の大きいのが、道の駅的な直売所を設けてくれというご意見が非常に、八街市に限らず、多いわけです。かつて、平成14年ですか、八街市は候補地を3カ所に絞って、約1千万円近くの金をかけて、道の駅の調査をしたことがあります。結局そのままになっているのですけれども、これから道の駅といっても、財政的な問題がいろいろありますけれども、やはり農家は今は作るだけじゃなくて、いかに販売するか、いかに売るのが勝負になる時代になっ

てきています。その辺で、市としては、長期的な展望でもいいですから、そういう構想、そういうものはありますでしょうか。

○経済環境部長（江澤利典君）

今、道の駅という話がございました。実は、私が建設課の時代に道の駅の基本構想というのを作った記憶がございます。それが平成13年、4年ぐらいですか、やっております。そうした中で3つの候補地、南部が東金インターチェンジ近く、中部がちょうどバイパスの交差するあたり、北部が住野十字路付近のところという記憶がございます。当時、道の駅というのがかなり流行というか、はやっておりますして、多胡町とか、その辺は私も見に行った記憶がございます。

今回は、道の駅の構想のその後ということでございますけれども、それについては財政状況もございます、またもろもろの諸条件、地形等もございますので、その辺も含めまして、今後研究させていただきたいと考えております。

○林 政男君

道の駅についてはいろいろな財政の問題があると思いますけれども、芝山町の風和里、あるいは道の駅「くりもと」、直近では東金が旧花木センター跡に道の駅として整備したのです。当初は道の駅じゃなかったのですけれども、今は24時間、トイレとかは使用可能ということで、道の駅に格上げになりました。これがどういうことかということ、お隣というか、JA山武市が経営していた緑の風というところの売り上げが若干下がってきた。いかに道の駅という名前のネームバリュー、あるいはそこにお客様が寄ってくるかということが、1つの、何というんでしょうか、そのまちのシンボリックなものをあらわしていると思います。

用草の桜の花の時期に法宣泉寺と組んで、いわゆる回廊みたい。用草の桜を見たら、帰りに根古谷の法宣寺を見てくださいよと。当時、約3千人近くの方がおいでになったときに問い合わせが一番多かったのが、道の駅的なものはありますかと、そういう話題が一番多かったのです。そうでないと、八街市は通過地点になってしまいます。市長もいろいろな構想を考えられていると思いますけれども、市長としては、道の駅じゃなくても、道の駅的なものは、何かどこかで、そういうアイデアをお持ちなんではないでしょうか。

○市長（北村新司君）

今、私もいろいろなところに首長会議あるいは関係者、商工会議所の会頭等との懇親会、意見交換会等々に出席しているところでございますが、まず八街市は、このたびユニマットさん、企業名を申し上げて大変恐縮なんですけれども、企業さんがドギーズアイランド小谷流を今リゾート化して整備を始めたことを皆さんご存じだと聞いて、まず驚きました。来年4月には温浴施設、いわゆる酒々井アウトレットにある、ああいった施設をオープンさせたというようなことを先般、たまたま小出監督が八街市に訪れましたときに、私も同席しましたときに、支配人から発表があったわけでございますけれども。八街市は、そういったことで、近隣の首長さんから、いいですね、八街市へ行ったらドギーズアイランドへ行きたいねというような話もちらほら出ております。

そうした中において、ドギーズアイランドでも、まず直売所を設けたいというような話も出ておりますし、酒々井アウトレットで民間の道の駅を始めるということで、八街市の方に申し入れがございまして、ぜひ、酒々井町は農産物が少ないから、八街市の特産物の野菜を販売させてもらいたいということでありまして、ある程度の認定業者の方が協力するというようなお話も出ておりますし、道の駅については、いろいろな地域の活性化になるということは十分承知していますし、今、ただ単に農産物直売所だけでなく、防災拠点としての位置付けもございまして。そうしたことを勘案しながら、しかしながら道路整備も、それに伴ってしなければなりません。道の駅プラス道路整備も推進していく中で、今、林議員の言われた、八街市の農産物をいかにPR、販売していくかということについては、いろんな意味の研究をさらに重ねてまいりたいと思っております。

○林 政男君

今、市長が言われたとおり、小谷流地区の民間企業の活力は大いに、ちょっと口幅ったい言い方というか、ちょっと僭越な言い方ですけど、利用されていった方が、私はいいと思います。今言った温浴もそうですし、あと植物園の計画もありますね、聞いております。それから直売所の計画、そのほか野外ステージを兼ね備えた、何というか、そういう音楽ステージも計画されていると聞いております。また近年、ドギーズアイランドのお客様が、利用客が多いということで拡張計画も進んでおりまして、市道の下を回廊にして、今は工事されております。これからもいろんな意味でユニマットさんの力をかりて、やられた方がいいと思います。

次に、最後に、地域活性化の観点について、成田空港の活用について、お伺いいたします。

地域活性化について、成田空港の乗り入れの規制が徐々に緩和され、現在は山武市が運行する定期バスが成田空港第2ターミナルまで直接乗り入れています。八街市の活性化あるいは八街駅の利用客の増加を目指し、定期バスの運行を図るべきであります。もちろん、運行にあたっては運行実験などを実施して精査すべきことは当たり前であります。

そこで質問は、成田空港への定期バスの乗り入れ等のアクセス向上を図るべきと思うが、いかがかということです。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市から成田空港へ乗り入れする定期バスを運行することで、八街市民の空港アクセスの向上だけではなく、近隣自治体の住民を八街市に集めることにより、本市の活性化にも一定の効果があるものと考えられます。しかしながら、八街・成田国際空港間の定期バスを運行する際は、需要動向がどの程度あるか、調査、研究が必要となり、また、路線を新設できたとしても、バス運行事業者の採算性によっては自治体からの補助が必要になってくる場合もあると考えられるため、十分な検討が必要となります。今後、市内乗り入れしている路線バス事業者が構成員となっております八街市地域公共交通協議会において、八街・成田国際空港間の定期バスの運行の可能性について、今後、調査、研究してまいりたいと考えており

ます。

○林 政男君

今、市長のおっしゃられた地域公共交通協議会の座長はたしか副市長ですよ。着任して間もないと思いますけれども、八街市の置かれている立場は、逆に外から見たら、客観的に見られると思うんですが、今は八街市がどういう位置にあって、どういう地理関係にあるか、雑駁で構いませんので、八街市は成田空港とどのようなお付き合いをした方がいいというふうにお考えでしょうか。

○副市長（松澤英雄君）

答弁いたします。

今、林先生の方からお話がございました八街の交通形態ですが、やはり計画を策定する際には、市民の要望事項の中で高い順位であったということで、交通形態の再編成は検討すべきだと。

あと、成田空港まで10キロメートルでございます。その地理的な件につきましては、今後、酒々井町、富里市等々と連携を図りながら、さまざまな面で検討し、利用アクセス向上、こういうものを念頭に研究してまいりたい。そのように考えております。

○林 政男君

突然の振りで申し訳ありません。

そのようなことから、2番目の直道路の整備を図るべきと考えるということなんですけれども、成田空港の活用で一番いいのは、鉄道がなかなか難しいことから、直道路が一番いいと思うんです。理想的には、有料でも、九十九里の波乗り道路、あのように対面交通でもいいから、信号がないと、成田空港のターミナルまで、多分、八街から15分で行ってしまうと思うんです。また、15分で来ると思うんです。

何が言いたいかという、富里市にラディソンホテルというのがあるのですけれども、このシティホテルが1つあるだけで、全国からの会議、あるいはそこから発信、スイカマラソンのときの滞在。あそこのアンケートをとると、富里市は鉄道がないのですけれども、バス1本で東京駅からラディソンホテルまで来られることがすごいメリットだというふうにご回答しているお客様が大変多いんですね。

そういうふうにと考えると、八街市から見ると、主要地方道の八街・三里塚線の活用が次善の策ではないかというふうにと考えるわけです。この路線は現在、約1万台近くの交通量があります。八街駅から直道路があれば、15分で成田のターミナルに通じますので、三里塚線の整備が肝要かなと思うんですけれども、国、県等に働きかけ、この路線の整備をさらに進めたいかと思うんですけれども、お考えをお聞かせください。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

成田空港の持つ潜在的な可能性は大変大きなものと認識しており、成田空港周辺地域においては、県、市、町の枠組みを超えた効果的な道路交通網の整備は必要性が高いと考えてお

ります。成田空港の持つポテンシャルを活かし、かつ酒々井インターチェンジの効果的な活用により、一層の地域活性化が期待できるものと考えております。

現在、成田空港のアクセス道路としては、国道409号や、県道八街・三里塚線などが活用されておりますが、市としても交差点改良などに努めるとともに、一層の整備促進を国、県に要望してまいりたいと考えております。

なお、これらとは異なる新たな道路計画となりますと、周辺市との連携及び理解、協力が不可欠となります。このようなことから、隣接する富里市、酒々井町とも連携して、今年度4月に協議会を設立いたしました。その中で、酒々井インターチェンジ周辺の道路整備を含めた地域活性化に努めているところであります。

○林 政男君

次の質問とも関連しますけれども、成田国際空港株式会社では、従来2本目の滑走路の延長を含めて、年間離発着数を約30万回と言っていたのですけれども、芝山町の方に第3滑走路をもう一つ作りまして、年間50万回を目指すというお話でございます。先般、やちまた21も成田国際空港株式会社にお邪魔しまして、その辺のお話を伺ってまいりました。これから羽田空港との競合、あるいは2020年のオリンピックに向けていろいろな取り組みをしていかなければならない。現在2千万超のあれが、第3滑走路ができた暁には、約3千500万人の乗降客と言われております。

そこで、最後に、インバウンド関係の質問をさせていただきます。

訪日外国人の人数は2015年に2千万人を超えました。政府は東京オリンピック開催時には3千500万人を超える施策を展開中であります。また、別の民間団体の調査によれば、平成32年以降、6千万人の訪日外国人人数が見込まれるデータもあります。それには、宿泊施設の整備が鍵と言われております。東京オリンピックを待たずして、首都及び首都近郊のホテルの稼働率は85パーセント以上と言われております。東京都内でホテルがいっぱいとなり、現在は浦安地区あるいは幕張地区のホテルの稼働率が向上しております。3千500万人はともかくとして、成田空港を利用される方に、少しでも八街市においていただく。

先ほど市長は観光客の増大も視野に入れているというお話でしたけれども、ある調査によれば、観光地から観光地へ動くのに90分以内じゃないと、お客様はいなくなってしまう。今、成田ターミナルから酒々井アウトレットモールまでワンコイン、500円のシャトルバスで向かえる。要するに20分そこそこで酒々井アウトレットまでお客様を運んでくれている。そういうことを考えれば、八街も、90分で着くのを、実際は乗用車だと40分と言われております、その中に八街市があるわけですから、八街市のポテンシャルはかなりのものがあるというふうに思うんですけれども、インバウンドの訪日外国人をいかに八街市においていただくか、その辺の戦略、施策についてはいかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

インバウンドに関する施策といたしまして、本市では、千葉県が実施しております訪日教

育旅行に伴うホームステイを、市民の皆様にご協力いただきまして、平成27年度に1回、平成28年度も1回、受け入れているところでございます。具体的に申し上げますと、平成27年度は4月21日に台湾の私立永平高級工商職業学校の生徒64人が市内18家庭に、平成28年度は5月18日に台湾の国立東勢高級工業職業学校の生徒20人が市内6家庭にホームステイし、それぞれ交流を深めました。今後も、県との連携を図りながら本市のPRに努めるとともに、受け入れ体制の充実にも努めてまいりたいと存じます。

さらに、山田台区に所在する乗馬クラブ、コルザホースクラブで本年5月8日に開催された、パラ馬術競技会コルザカップ2016では、審判長としてオーストラリア在住のジャン・ギャリーさんが来日されるなど、外国人が八街市を訪れる民間事業も進んでいるものと認識しております。なお、コルザカップ2016は、多くのボランティアの方にも参加していただき、無事終了されたと伺っており、関係者のご尽力、ご努力に感謝申し上げる次第でございます。

また、インバウンドを八街に引き込む施策につきましては、民間活力を含めまして、引き続き、しっかり研究してまいりたいと考えております

○林 政男君

市長のおっしゃるとおり、昨日1組のカップルが大きなスーツケースを抱えて八街駅におりられました。これも成田空港の帰りかなというふうに拝見いたしました。普段、八街駅を見ていますと、やはり外国人の数は少ないし、また利用されていないのかなというふうに認識しております。

そこで、地域創生加速化交付金ということで、残念ながら交付決定なされませんでしたけれども、その中に多言語ホームページ作成によって八街市においていただくという施策がありました。この施策は補助金あるいは交付金がないと、やれないものなんでしょうか。それとも、例えば中国語だけはやりますとか、英語だけはやりますとか、そういう、少しでも前が出る政策なんでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

市ホームページの多言語翻訳機能ですか、これにつきましては残念ながら不採択となってしまったわけなんですけれども、やはりこれからいろいろな外国の方に来ていただいたりとか、そういうこともありますので、ぜひ市の単独費でも整備していきたいというふうに考えております。

○林 政男君

ぜひそのような方向で進んでもらいたいと思うわけなんですけれども、八街市の顔である八街駅、榎戸駅もそうなんですけど、おりたときに外国人にはすごく不親切ではないかと思うんです。英語の看板もないし、八街駅の下には「やちまたえき」とありますけれども、普通はもうちょっといろんなところに案内板が出ているのですけれども、私はそういうふうに認識しているのですけれども、部長はいかがですか。

○総務部長（武井義行君）

先ほど議員からもお話がありましたように、八街駅におりる外国人の方は今現在は大変少ない状況でございます。ただ、これからそういった方たちを招く施策を展開していく中で、やはり必要な表示というのは整備していかなければいけないと思いますので、その辺もあわせて検討してまいりたいと考えております。

○林 政男君

ホームページもそうですし、庁舎内の看板もそうだし、それから外へ出たときの案内表示もそうなんですけれども、ぜひ国際化というか、そういう時代になっておりますので。また、成田空港から10キロメートルの至近な位置になるわけですから、ぜひお願いしたいと思います。

先ほどの議論ではありませんけれども、基幹産業が農業ということですから、農業を活用した訪日外国人インバウンドを引き込むべきだと思うんですけれども、これは経済部長だと思うんですけれども、何か体験農業的なもので訪日外国人をお招きできないでしょうか。千葉のある業者は、多分、内房の業者だったんですけれども、ホームページの表示をタイ語にしたら、タイのお客さんがバーッと入ってきた。そういうものを手助けする、あるいは市が、何ですか、率先してやるとか、そのような施策は展開できないでしょうか。

○経済環境部長（江澤利典君）

議員がおっしゃるとおり、外国人の取り込みということだと思いますけれども、インバウンドということで、ちょっと回答がずれてしまうかもしれませんが、インバウンド事業で注意しなければならないことがあろうかと思えます。その中で、当然、異文化で育った外国人たちと日本人の目線が違うのではないかと、その辺を間違えないように、施策に出していくべきではないかというふうには考えております。

○林 政男君

そうですね。例えば宿泊施設をとっても、豚を食べてはいけない、あるいは牛を食べてはいけないとか、いろんな戒律があるところもあります。しかしながら、外国の人は意外にチープというか、比較的廉価な宿泊をされる傾向もあります。高級路線は高級路線であるのですけれども。現場に入って体験したいという方もかなりいらっしゃいます。そういう施策でのプロジェクトチームとか。

先ほど申し上げた那須塩原市では、プロジェクトチームで職員が全部考えて、ビデオからキャッチコピーから、みんな自分たちで考えて、それをユーチューブか何かにアップして、SNSなんかを使ってやっているわけなんですけれども。八街市も、何とか戦略的にお客様を引っ張れる計画というのを。これは総務部長の方か、市民部長の方か、どこかわかりませんが、そういう総合的な戦略というのは立てられないものなんでしょうか。

○経済環境部長（江澤利典君）

総合的なということでございますけれども、先ほど議員がおっしゃった地方再生計画の中でも、農業特区とか、いろいろございますけれども、そういうものを他市町村の状況、関係を十分調査した中で、八街市に合った、インターンシップとか体験事業もございますけれど

も、その辺を取り入れることについて、検討できればいいかなというふうに思っています。

○林 政男君

いろんな質問をしていますけれども、究極的には市町村がやっぱり自立できなければいけない。それには、ある程度の財政的な裏付がなければいけない。今の八街市の市税は約70億円、名目ではありますけれども、実質的には60数億円ですよね。財政力指数も0.6幾つで、ずっと推移しているのですけれども、これを0.1上げるだけでも非常に難しいと思うんです。

江澤部長が去年までですか、今年は會嶋財政課長ですが、財政力指数を上げるためには、やっぱり稼がなければいけないですよ、自分のところで。その辺で、財政課長としては財政力指数を上げるためにどんな施策を、課長としてはどういうふうにお考えでしょうか。

○財政課長（會嶋禎人君）

まだなりたてなもので、的確な答弁ができるかどうか、わかりませんが、私も前年まで税の方を手伝っておりましたので、当然、市税を多く集めるというか、納税していただくことが重要かと思えます。納税していただくやり方というの、今、納税課では非常に考え、対策を立てていただいていると思えますので、その点は1点、今後注目させていただきたいと思えます。

それから、各事業につきましても、先ほど来、小谷流地区の民間活用ですとか、あと成田空港を中心とした、そういったアクセスを完成させた上でのいろいろな施策、事業というのも当然重要になりますし、それを含めた中で、人間を集めるということが必要でありますから、人間を集める、一番の、私の中で考えているのは子どもです。子どもを集めれば親が集まるというのが大体のルールですから、そういった形の施策が何か今後1つでもできればなと、個人的には考えております。

○林 政男君

そのとおりだと思います。私も財政課長がおっしゃったとおりだと思います。八街市では大体200億円の予算を組んでいるのですけれども、市税が約70億円、残りは地方交付税あるいは国庫支出金、県税とかそういうところ、あるいは市債で賄っているわけです。経常収支が96億円前後ですから、市長は大変ご苦労されていると思うんです。市の単独事業に使えるお金というのは本当にわずかで、ほとんど義務的経費で消えてしまう。これが今の八街市じゃないかと思えます。そういう意味で、小谷流の民間活用あるいは成田空港の活用、そういうものを含めて、八街市が少しでも自主財源を稼げるように、市長のリーダーシップを期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤 弘君）

以上でやちまた21、林政男議員の個人質問を終了します。

お諮りします。本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。本日の会議はこれで終了します。

明日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

長時間ご苦勞さまでした。

(延会 午後 3時04分)

○本日の会議に付した事件

1. 議案の上程

議案第10号

提案理由の説明

2. 一般質問